

人事委員会年報

令和4年度

福島県人事委員会

目 次

第 1 委員会運営関係業務	1
1 人事委員会の運営	1
(1) 人事委員会の委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
第 2 総務関係業務	9
1 個人情報の開示状況	9
2 公文書の開示状況	9
3 条例案に対する意見の提出	10
4 総務関係規則等の制定・改廃状況	11
第 3 任用関係業務	12
1 職員採用候補者試験の状況	12
第1表 採用候補者試験の実施日程	12
第2表 採用候補者試験の実施結果	13
第3表 採用候補者試験の受験資格	14
2 採用選考の状況	15
第4表 令和4年度における採用選考の状況	16
3 募集広報活動等の状況	18
4 任用関係規則等の制定・改廃状況	19
第 4 給与関係業務	20
1 職員の給与等に関する報告及び勧告	20
2 給与関係規則の制定・改廃状況	28
第 5 勤務条件関係業務	30
1 勤務条件の実態	30
2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況	40
第 6 労働基準監督関係業務	41
1 労働基準法による事業区分の決定	41
2 職権行使の実績	43
第 7 公平委員会受託業務	45

第 8	公平審査関係業務	46
1	勤務条件に関する措置の要求	46
2	不利益処分に関する審査請求	47
3	公平審査関係規則の制定・改廃状況	48
第 9	人事行政相談業務	49
1	人事行政相談業務の概要	49
2	人事行政相談の状況	49
第10	職員団体関係業務	50
1	職員団体の登録の状況	50
2	管理職員等の範囲を定める規則の改正	53
第11	そ の 他	56
1	事務局の組織及び分掌事務	56
2	事務局職員名簿	57
3	諸会議の開催状況	57

第1 委員会運営関係業務

1 人事委員会の運営

(1) 人事委員会の委員

人事委員会の委員長及び委員は、次のとおりである。

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	さいとう のりこ 齋藤 記子	平成29年 7月20日 委員就任 令和 3年 7月20日 委員再任 [委員長就任] 令和元年 8月20日～令和 3年 7月19日 令和 3年 7月20日～現在	(現)会社役員
委員	ちば えつこ 千葉 悦子	平成30年 7月23日 委員就任 令和 4年 7月23日 委員再任	(現)福島大学名誉教授 (現)(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構副理事長兼福島県男女共生センター館長
委員	おおみね ひとし 大峰 仁	令和元年 7月16日 委員就任	(現)弁護士

(2) 人事委員会の開催状況

人事委員会の開催回数は25回(定例会21回、臨時会4回)で、その審議事項等は次のとおりである。

なお、人事委員会会議規則を改正し、平成30年3月14日の人事委員会から、会議を原則公開する取り扱いとしている。

ア 総括

(単位:件)

議案件数						協議	報告	その他	計
規則の 制定・ 改廃	試験・ 採用	公平 審査	条例案に 対する 意見	その他	小計				
36	32	3	2	21	94	8	17	24	143

イ 審議内容

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
4.4.15	第 1 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 2022年度において実施しない区分試験について</p> <p>第 2 号 2022年度に実施する採用試験の第 1 次試験種目及び第 2 次試験種目について</p> <p>第 3 号 2022年度に実施する採用試験又は区分試験に係る教養試験及び専門試験の出題分野について</p> <p>第 4 号 職員の採用選考について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 人事行政相談の実績等について</p> <p>2 2022年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第 1 回)の受験申込状況について</p> <p>3 令和 4 年職種別民間給与実態調査の概要について</p> <p>(その他)</p> <p>1 2021年度福島県職員等採用候補者試験合格者の採用状況について</p>
4.4.27	第 2 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>第 2 号 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>第 3 号 2022年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(土木(先行実施枠))第 1 次試験の合格者の決定について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
4.5.31	第 3 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 2022年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第 1 回)第 1 次試験の合格者の決定について</p> <p>第 2 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 3 号 特地勤務手当等に係る支給対象現場事務所の指定について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 勤務条件に関する措置要求の取下げについて</p> <p>2 2022年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
4.6.7	第4回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 2022年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(土木(先行実施枠))の合格者の決定について</p> <p>(報告)</p> <p>1 公益的法人等への職員の派遣等の実績について</p>
4.6.21	第5回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>第2号 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>第3号 職務に専念する義務を免除されることができるところを定める件の一部改正について</p>
4.6.28	第6回臨時会	<p>(議案)</p> <p>第1号 2022年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 不利益処分についての審査請求の受理について</p> <p>第3号 不利益処分についての審査請求に係る審査委員の指名について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
4.7.25	第7回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 委員長職務代理者の指定について</p> <p>第2号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第3号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第4号 給料の特別調整額の支給額について</p> <p>(報告)</p> <p>1 職員の再任用及び再任用の任期の更新状況について</p> <p>2 定年に達した職員に係る勤務延長の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
4.8.16	第8回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>第2号 2022年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第3号 2022年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第1回)の合格者の決定について</p> <p>(その他)</p> <p>1 職員団体等からの申し入れについて</p> <p>2 令和4年人事院勧告等の概要について</p> <p>3 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
4.9.7	第9回定例会	<p>(協 議)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 2022年度福島県警察官（警察官A（第2回）、警察官B）採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>2 2022年度福島県職員（資格免許職・高校卒程度・民間企業等職務経験者）及び福島県市町村立学校栄養・学校事務職員採用候補者試験の受験申込状況について</p>
4.9.13	第10回定例会	<p>(議 案)</p> <p>第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について</p> <p>第2号 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について</p> <p>第3号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(協 議)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(その他)</p> <p>1 職員団体等からの申し入れについて</p>
4.9.20	第11回臨時会	<p>(協 議)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>2 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る委員長談話について</p> <p>(その他)</p> <p>1 職員団体等からの申し入れについて</p>
4.9.29	第12回臨時会	<p>(議 案)</p> <p>第1号 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>第2号 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る委員長談話について</p> <p>(その他)</p> <p>1 令和4年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議について</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
4.10.3	第13回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 2022年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第2回)の第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 2022年度福島県警察官(警察官B)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第3号 2022年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第4号 2022年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第5号 2022年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第6号 2022年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p>
4.10.20	第14回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 2022年度福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>(報告)</p> <p>1 不利益処分についての審査請求の取下げについて</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p> <p>2 令和4年度委員公所調査の訪問先等について</p>
4.11.8	第15回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 2022年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 2022年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第3号 2022年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第4号 2022年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(報告)</p> <p>1 令和4年度勤務条件実態調査の結果について</p> <p>2 特例業務による超過勤務命令実績について</p> <p>(その他)</p> <p>1 人事委員会勧告の全国状況について</p>
4.11.22	第16回定例会	<p>(協議)</p> <p>1 定年引上げに関する規則等の改正について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
4.12.1	第17回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 2022年度福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 2022年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第2回)の合格者の決定について</p> <p>第3号 2022年度福島県警察官(警察官B)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(協議)</p> <p>1 定年引上げに関する規則等の改正について</p>
4.12.6	第18回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>第2号 解雇予告除外認定について</p>
4.12.21	第19回 臨時会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員の定年等に関する規則の制定について</p> <p>第2号 福島県市町村立学校職員の定年等に関する規則の制定について</p> <p>第3号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第4号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第5号 職員の給与に関する条例附則第17項等の規定による給料に関する規則の制定について</p> <p>第6号 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第12項等の規定による給料に関する規則の制定について</p> <p>第7号 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する規則の一部改正について</p> <p>第8号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第9号 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正について</p> <p>第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について</p> <p>第11号 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について</p> <p>第12号 職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>第13号 人事行政相談に関する規則の一部改正について</p> <p>第14号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第15号 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第16号 職員の定年等に関する規則の運用について</p> <p>第17号 福島県市町村立学校職員の定年等に関する規則の運用について</p> <p>第18号 暫定再任用制度の運用について</p> <p>第19号 福島県市町村立学校職員の暫定再任用制度の運用について</p> <p>第20号 宿日直手当額の改定について</p> <p>(報告)</p> <p>1 令和3(審)第1号事案第1回書面審理の結果について</p> <p>(その他)</p> <p>1 試験制度の検証等について</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
5.1.11	第20回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 選考により採用する職員の職を定める件の一部改正について</p> <p>(協議)</p> <p>1 令和3(審)第1号事案の裁決(案)について</p> <p>(その他)</p> <p>1 試験制度の検証等について</p>
5.1.27	第21回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 令和3(審)第1号事案の裁決について</p> <p>第2号 解雇予告除外認定について</p> <p>第3号 令和5年度福島県職員等採用候補者試験の実施について</p> <p>(協議)</p> <p>1 試験制度の見直しについて</p> <p>(その他)</p> <p>1 令和5年度事業計画について</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>
5.2.13	第22回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>第2号 令和5年度に実施する警察官採用候補者試験の試験種目及び教養試験の出題分野について</p> <p>第3号 勤務延長の期限の延長承認について</p> <p>第4号 職員の採用試験に関する規則の一部改正について</p> <p>第5号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第6号 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の運用について</p> <p>第7号 特地勤務手当等支給対象現場事務所の承認内容の変更について</p>
5.2.24	第23回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 令和5年度に実施する県職員(大学卒程度)採用候補者試験(先行実施枠)の試験種目について</p> <p>第2号 職員の採用選考について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
5. 3. 10	第 2 4 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 福島県人事委員会事務局処務規程の一部改正について</p> <p>第 2 号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について</p> <p>第 3 号 職員の採用選考について</p> <p>第 4 号 一般職の任期付職員の採用について</p> <p>第 5 号 給料の特別調整額の支給額について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 職員の採用選考請求の一部取下げについて</p>
5. 3. 27	第 2 5 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の制定について</p> <p>第 2 号 福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部改正について</p> <p>第 3 号 解雇予告除外認定について</p> <p>第 4 号 職員の採用選考について</p> <p>第 5 号 勤務延長職員の異動承認について</p> <p>第 6 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 7 号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 8 号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第 9 号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 10 号 給料の特別調整額の支給額について</p> <p>第 11 号 特勤手当等に係る支給対象現場事務所の指定について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 令和 4 年度労働基準監督機関としての臨検の実施結果について</p> <p>2 令和 5 年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(土木先行実施枠)の受験申込状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 職員団体からの申し入れについて</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>

第2 総務関係業務

1 個人情報の開示状況

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成7年福島県人事委員会規則第3号）に基づき、令和4年度に行った個人情報の開示状況は、次のとおりである。

(1) 本開示の状況

福島県警察官（警察官A）採用候補者試験 1件 [4.8.23]
 福島県警察官（警察官B）採用候補者試験 1件 [4.12.7]

(2) 簡易開示の状況

試験区分	第1次試験				第2次試験				合計		
	開示期間	対象者	開示件数	開示率%	開示期間	対象者	開示件数	開示率%	対象者	開示件数	開示率%
大学卒程度 [うち行政事務]	4.6.29～	153	16	10.5	4.8.17～ 4.9.16	332	160	48.2	485	176	36.3
	4.7.28	111	14	12.6		188	113	60.1	299	127	42.5
大学卒程度 土木（先行実施枠）	4.4.28～	3	0	0.0	4.6.8～ 4.7.7	17	5	29.4	20	5	25.0
	4.5.27										
資格免許職	4.10.4～	7	0	0.0	4.11.9～ 4.12.8	11	2	18.2	18	2	11.1
	4.11.4										
高校卒程度 [うち行政事務]	4.10.4～	63	3	4.8	4.11.9～ 4.12.8	50	23	46.0	113	26	23.0
	4.11.4	39	1	2.6		29	15	51.7	68	16	23.5
民間企業等 職務経験者	4.10.21～	66	9	13.6	4.12.2～ 5.1.4	28	13	46.4	94	22	23.4
	4.11.21										
警察官A （第1回）	4.6.1～4.6.30（但し、共同 試験受験者は5.1.5～5.2.6）	72	0	0.0	4.8.17～ 4.9.16	186	41	22.0	258	41	15.9
警察官A （第2回）	4.10.4～	4	0	0.0	4.12.2～ 5.1.4	23	6	26.1	27	6	22.2
	4.11.4										
警察官B	4.10.4～4.11.4（但し、共同 試験受験者は5.3.15～5.4.14）	18	4	22.2	4.12.2～ 5.1.4	151	61	40.4	169	65	38.5
学校栄養	4.10.4～	6	1	16.7	4.11.9～ 4.12.8	11	4	36.4	17	5	29.4
	4.11.4										
学校事務	4.10.4～	26	1	3.8	4.11.9～ 4.12.8	24	11	45.8	50	12	24.0
	4.11.4										
合計		418	34	8.1		833	326	39.1	1,251	360	28.8

2 公文書の開示状況

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成12年福島県人事委員会規則第19号）に基づき、令和4年度に行った公文書の開示状況は、次のとおりである。

開示請求日	決定内容	不開示の理由
4.5.18	請求された文書の内、不開示とするものを除いて開示する。	個人情報に該当するため

3 条例案に対する意見の提出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、令和4年度中に、県議会から意見を求められた条例案及び当該条例案に対する本委員会の意見の内容は、次のとおりである。

意見提出年月日	条 例 案	意 見 の 内 容
4. 6. 21	議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
4. 12. 6	議案第14号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 議案第15号 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例 議案第16号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例 議案第17号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 議案第18号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 議案第19号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 議案第20号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 議案第21号 福島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 議案第22号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例 議案第23号 職員の降給に関する条例の一部を改正する条例 議案第24号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第25号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第28号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第29号 福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 議案第43号 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 議案第44号 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 議案第45号 福島県市町村立学校職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例 議案第46号 福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 議案第47号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例 議案第48号 福島県市町村立学校職員の降給に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。

議案第49号 福島県市町村立学校職員の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する 条例
--

4 総務関係規則等の制定・改廃状況

令和4年度中に公布された総務関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
5. 3. 31	第9号	5. 4. 1	○ 公文書の開示に要する費用の区分及び金額について、福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の制定にあわせて規定の整備を行った。

○ 福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
5. 3. 31	第10号	5. 4. 1	○ 福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関し必要な事項を定めた。 ○ 旧規則である福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成7年福島県人事委員会規則第3号）を廃止した。

第3 任用関係業務

1 職員採用候補者試験の状況

令和4年度の職員採用候補者試験（以下「試験」という。）においては、「大学卒程度」試験の16区分試験、「資格免許職」試験の1区分試験、「高校卒程度」試験の3区分試験、「民間企業等職務経験者」試験の4区分試験、「市町村立学校栄養職員」試験、「市町村立学校事務職員」試験、「警察官A」（第1回）試験の2区分試験、「警察官A」（第2回）試験の2区分試験、「警察官B」試験の2区分試験を実施した。

その結果、全試験を通じて32区分の試験を実施し、受験申込者総数は1,794名（令和3年度1,994名）、受験者総数は1,417名（令和3年度1,590名）となり、受験申込者総数及び受験者総数ともに前年度を下回った。

試験の種類・区分試験ごとの実施状況は、第1表～第3表のとおりである。

第1表 採用候補者試験の実施日程

	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
大 学 卒 程 度	4月18日	4月18日～5月20日	6月19日	7月7日～14日 7月28日～8月4日	8月17日
大学卒程度（先行実施枠）	3月1日	3月1日～25日	4月17日	5月17日～19日	6月8日
資 格 免 許 職	4月18日	8月1日～19日	9月25日	10月12日～14日 10月27日～31日	11月9日
高 校 卒 程 度	4月18日	8月1日～19日	9月25日	10月12日～14日 10月27日～31日	11月9日
民間企業等職務経験者	7月25日	7月25日～8月19日	9月25日	11月11日～14日	12月2日
警 察 官 A（第1回）	2月16日	3月1日～4月8日	5月15日	6月26日～7月1日	8月17日
警 察 官 A（第2回）	7月25日	7月25日～8月19日	9月18日	10月27日～28日	12月2日
警 察 官 B	4月18日	7月25日～8月19日	9月18日	10月23日～26日	12月2日
市町村立学校栄養職員	4月18日	8月1日～19日	9月25日	10月12日～14日 10月27日～31日	11月9日
市町村立学校事務職員	4月18日	8月1日～19日	9月25日	10月12日～14日 10月27日～31日	11月9日

第2表 採用候補者試験の実施結果

試験区分	事項	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (名) a	第1次試験			第2次試験			競争倍率 (倍) b/c	前年度の状況		採用者数 (名) (5.4.1現在)	
				受験者数 (名) b	受験率 (%) b/a	合格者数 (名)	受験者数 (名)	合格者数 (名) c	合格者数 (名)		競争倍率 (倍)			
大学卒程度	行政事務	98	424	318 (114)	75.0	207 (75)	193 (68)	131 (55)	2.4	95	3.9	108 (43)		
	警察事務	7	56	35 (21)	62.5	15 (8)	14 (8)	7 (5)	5.0	7	5.6	7 (5)		
	農業	17	36	32 (12)	88.9	29 (11)	28 (10)	21 (6)	1.5	15	1.9	20 (5)		
	農業土木	8	12	10 (2)	83.3	9 (2)	7 (2)	4 (2)	2.5	6	1.2	3 (2)		
	林業	11	20	17 (6)	85.0	14 (5)	14 (5)	14 (5)	1.2	11	1.2	10 (3)		
	土木	21	22	12 (1)	54.5	10 (1)	8 (1)	7 (1)	1.7	10	1.7	6 (1)		
	建築	3	8	5 (3)	62.5	5 (3)	5 (3)	3 (1)	1.7	-	-	0 (0)		
	化学	6	23	20 (3)	87.0	18 (3)	17 (3)	7 (1)	2.9	8	2.0	7 (1)		
	農芸化学	11	16	10 (6)	62.5	8 (5)	7 (4)	5 (3)	2.0	4	2.0	5 (3)		
	薬学	6	7	4 (3)	57.1	4 (3)	4 (3)	3 (3)	1.3	4	1.5	1 (1)		
	畜産	11	19	14 (5)	73.7	12 (5)	10 (5)	8 (4)	1.8	3	2.3	5 (2)		
	水産	1	10	7 (2)	70.0	6 (2)	6 (2)	2 (1)	3.5	3	1.3	2 (1)		
	機械	1	5	4 (0)	80.0	4 (0)	3 (0)	1 (0)	4.0	-	-	0 (0)		
	心理	14	7	5 (3)	71.4	5 (3)	5 (3)	3 (2)	1.7	3	2.0	2 (2)		
	福祉	12	37	29 (13)	78.4	23 (11)	21 (10)	17 (9)	1.7	8	2.1	15 (8)		
	(小計)		227	702	522 (194)	74.4	369 (137)	342 (127)	233 (98)	2.2	177	3.0	191 (77)	
	土木(先行実施枠)		8	24	22 (2)	91.7	19 (2)	17 (2)	14 (2)	1.6	7	4.6	10 (2)	
	(大学卒程度計)		235	726	544 (196)	74.9	388 (139)	359 (129)	247 (100)	2.2	184	3.1	201 (79)	
資格免許職	司書	3	22	18 (15)	81.8	11 (8)	11 (8)	3 (3)	6.0	1	17.0	3 (3)		
	栄養士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	(小計)	3	22	18 (15)	81.8	11 (8)	11 (8)	3 (3)	6.0	1	17.0	3 (3)		
高校卒程度	行政事務	12	86	70 (23)	81.4	31 (14)	29 (14)	23 (8)	3.0	25	3.0	18 (5)		
	警察事務	7	46	45 (32)	97.8	22 (15)	20 (14)	11 (9)	4.1	6	7.2	11 (9)		
	土木	4	3	2 (0)	66.7	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2.0	3	1.3	0 (0)		
	(小計)	23	135	117 (55)	86.7	54 (29)	50 (28)	35 (17)	3.3	34	3.6	29 (14)		
民間企業者等 職務経験者	行政事務	6	95	83 (27)	87.4	20 (8)	18 (8)	9 (5)	9.2	6	19.5	9 (5)		
	農業土木	1	3	2 (0)	66.7	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2.0	0	-	1 (0)		
	土木	4	11	11 (0)	100.0	9 (0)	9 (0)	5 (0)	2.2	4	2.8	4 (0)		
	薬学	3	0	-	-	-	-	-	-	1	1.0	-		
	(小計)	14	109	96 (27)	88.1	30 (8)	28 (8)	15 (5)	6.4	11	12.2	14 (5)		
県職員合計		275	992	775 (293)	78.1	483 (184)	448 (173)	300 (125)	2.6	230	3.6	247 (101)		
警察官	(第1回)	警察官A	男性・一般	48	324	256	79.0	216	152	64	4.0	69	3.6	23
		女性・一般	12	129	99 (99)	76.7	54 (54)	38 (38)	18 (18)	5.5	17	4.6	6 (6)	
		(小計)	60	453	355 (99)	78.4	270 (54)	190 (38)	82 (18)	4.3	86	3.8	29 (6)	
	(第2回)	警察官A	男性・一般	5	45	26	57.8	23	19	6	4.3	10	4.5	6
		女性・一般	2	14	6 (6)	42.9	5 (5)	4 (4)	1 (1)	6.0	4	3.5	1 (1)	
		(小計)	7	59	32 (6)	54.2	28 (5)	23 (4)	7 (1)	4.6	14	4.2	7 (1)	
	警察官B	男性・一般	41	152	137	90.1	123	111	56	2.4	51	4.3	47	
		女性・一般	14	57	49 (49)	86.0	41 (41)	40 (40)	25 (25)	2.0	18	2.7	21 (21)	
		(小計)	55	209	186 (49)	89.0	164 (41)	151 (40)	81 (25)	2.3	69	3.9	68 (21)	
	警察官合計		122	721	573 (154)	79.5	462 (100)	364 (82)	170 (44)	3.4	169	3.9	104 (28)	
市町村立学校栄養		3	21	17 (15)	81.0	11 (10)	11 (10)	3 (3)	5.7	2	8.5	3 (3)		
市町村立学校事務		13	60	52 (32)	86.7	26 (16)	24 (15)	15 (11)	3.5	16	5.0	12 (8)		
(総合計)		413	1,794	1,417 (494)	79.0	982 (310)	847 (280)	488 (183)	2.9	417	3.8	366 (140)		

注 表中の()内の数字は、女性の内数。

第3表 採用候補者試験の受験資格

		受 験 資 格
大 学 卒 程 度	行 政 事 務 警 察 事 務 農 業 土 木 農 林 業 土 木 土 建 化 学 産 産 畜 水 機 械	次のいずれかに該当する人 1 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 2 平成13年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1) 大学を卒業した人又は令和5年3月末日までに卒業見込みの人 (2) 人事委員会が(1)に該当する人と同等の資格があると認める人
	農 芸 化 学	次のいずれかに該当する人 1 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1) 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（大学におけるものに限る。平成27年4月1日前に厚生労働大臣の登録を受けた養成施設を含む。）において、所定の課程を修めて卒業した人又は令和5年3月末日までに卒業見込みの人 (2) 大学において、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業した人又は令和5年3月末日までに卒業見込みの人 (3) 人事委員会が(1)又は(2)に該当する人と同等の資格があると認める人 2 平成13年4月2日以降に生まれた人で、1の(1)又は(2)に該当する人
	薬 学	薬剤師の免許を有する人又は取得見込みの人で、次のいずれかに該当する人 1 昭和62年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 2 平成11年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1) 大学を卒業した人又は令和5年3月末日までに卒業見込みの人 (2) 人事委員会が(1)に該当する人と同等の資格があると認める人
	心 理	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、公認心理師の資格を有する人又は取得見込みの人
	福 祉	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 1 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人又は令和5年3月末日までに卒業見込みの人 2 都道府県知事が指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業した人又は令和5年3月末日までに卒業見込みの人 3 都道府県知事が指定する講習会の課程を修了した人又は令和5年3月末日までに修了見込みの人 4 人事委員会が1、2又は3に該当する人と同等の資格があると認める人
	土木（先行実施枠）	次のすべての要件を満たす人 1 平成9年4月2日以降に生まれた人。ただし、大学院を修了した人又は令和5年3月末日までに修了する見込みの人は、平成7年4月2日以降に生まれた人 2 次のいずれかに該当する人 (1) 大学において土木に関する専門課程を修めて卒業した人又は令和5年3月末日までに卒業見込みの人 (2) 人事委員会が(1)に該当する人と同等の資格があると認める人

		受 験 資 格
資格免許職	司 書	平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、司書（図書館法によるものに限る）の資格を有する人又は取得見込みの人
高校卒業程度	行 政 事 務 警 察 事 務 士 木	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人（大学を卒業した人又は令和5年3月末日までに大学を卒業見込みの人を除く。）
民間企業等職務経験者	行 政 事 務 農 業 士 木	次のすべての要件を満たす人 1 昭和38年4月2日以降に生まれた人 2 民間企業等における職務経験を5年以上(令和4年7月末日現在)有する人
	薬 学	次のすべての要件を満たす人 1 昭和38年4月2日以降に生まれた人 2 民間企業等における職務経験を5年以上(令和4年7月末日現在)有する人 3 薬剤師の免許を有する人
警 察 官	警察官A(男性・一般) 警察官A(女性・一般)	平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人若しくは令和5年3月末日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれらの人と同等の資格があると認める人
	警察官B(男性・一般) 警察官B(女性・一般)	平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人（大学を卒業した人若しくは令和5年3月末日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれらの人と同等の資格があると認める人を除く。）
市町村立学校 栄養職員		平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、栄養士の免許を有する人又は取得見込みの人
市町村立学校 事務職員		平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人（大学を卒業した人又は令和5年3月末日までに大学を卒業見込みの人を除く。）

2 採用選考の状況

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考による採用ができることとされている（同法第17条の2第1項）。本県では、職員の任用に関する規則（平成28年福島県人事委員会規則第16号。以下「任用規則」という。）で試験を行っても十分な競争者が得られない場合等について、選考による採用を認めている（任用規則第18条）。

令和4年度中の採用選考請求について、人事委員会が合格と認めた状況は、第4表のとおりである。

第4表 令和4年度における採用選考の状況

給料表	任命権者	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
	標準的な職					
行政職	部（局）長	2				2
	部（局）次長（参事）					
	課長	2	8		1	11
	副課長					
	主任主査（課長補佐）	1	1			2
	主査（係長）	1	2	1		4
	上級係員	8	1			9
	係員	18		4	5	27
	計	32	12	5	6	55
公安職	警視			6		6
	警部			7		7
	警部補			1		1
	巡査部長			19		19
	巡査			20		20
	計			53		53
研究職	部次長					
	課長					
	副課長					
	主任主査					
	主査	1	1			2
	上級係員		1			1
	係員		1	1		2
	計	1	3	1		5

給料表	任命権者					
	標準的な職	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
医療職(一)	部次長					
	課長					
	副課長					
	主任主査	1			1	2
	主査				9	9
	係員					
	計	1			10	11
医療職(二)	課長					
	副課長					
	主任主査					
	主査					
	上級係員	3				3
	係員	3			1	4
	計	6			1	7
医療職(三)	課長					
	副課長					
	主任主査					
	主査					
	上級係員				5	5
	係員	2			11	13
	計	2			16	18
事務職	主任主査					
	主査					
	上級係員					
	係員					
	計					
医療職	主査					
	上級係員					
	係員					
	計					
教育職	主任主査		1			1
	主査		23			23
	計		24			24
合計		42	39	59	33	173

※ 給料表欄の「行政職」には企業行政職、病院行政職、「医療職(一)～(三)」には病院医療職(1)～(3)がそれぞれ含まれる。

3 募集広報活動等の状況

優秀な人材の確保を図るとともに、受験対象者等に対するきめ細かな情報の提供を行うための募集広報活動を実施した。

(1) 総合案内パンフレットの作成・配布

試験実施の周知徹底を図るほか、受験者の求める情報を的確に提供するため、総合案内パンフレット（7,000部）を作成し、事務局、地方振興局、県外事務所等において配布するとともに、大学、高校等にポスターの掲示を依頼した。

(2) 試験制度説明会等の実施

ア 「福島県職員WEBセミナー」をオンライン（ZOOM）で開催し、県職員の職務内容等についての説明を行った。（参加者88名）

イ 「県職員（資格免許職・高校卒程度・民間等職務経験者）・警察官等採用試験説明会」及び「県職員採用試験説明会（土木先行実施枠）」をオンライン（ZOOM）で開催した。（2回、参加者147名）

ウ 県が行う事業や課題解決に対する取組について、事業立案におけるプロセスを交えた仕事紹介を行い、参加者との対話や参加者同士のディスカッションができる説明会「福島県庁ジョブトーク オンライン」をオンライン（ZOOM）で開催した。（6回、参加者46名）

エ 就職活動の早期化を踏まえ、高校生や大学1、2年生等の若年層を対象を限定した説明会「福島県庁カジュアルトーク オンライン」をオンライン（ZOOM）で開催した。（2回、参加者8名）

オ 技術職の業務内容等について理解を深めてもらうため、技術職員との個別相談を行う「技術職ナビゲーター面談」を対面形式又はオンライン形式で実施した。（参加者28名）

カ 県内外の大学で、OB・OGと共に職務内容等に関する説明会を対面又はオンライン（ZOOM）で開催した。（2大学、参加者86名）

キ 県内外の大学等の合同説明会等（対面又はオンライン）に参加し、採用試験や職務内容等に関する説明を行った。

（延べ15校、参加者209名）

(3) 合同説明会や就職ポータルサイト等を活用した広報

多様で有為な人材を確保するため、民間企業等主催の合同企業説明会に参加して、志望者に試験制度等の説明を行った。（12回、参加者181名）

また、民間企業が開設している就職ポータルサイトへの情報掲載したほか、民間企業が提供している求人プラットフォームを活用し、求人情報を全国の大学等へオンライン配信した。

(4) その他の採用試験の広報

ア 県広報誌、ホームページへの掲載

イ SNS（Twitter）を活用した広報

ウ テレビ、新聞等による広報

エ 県内主要駅、スーパー等へのポスター掲示

オ 新聞社ホームページバナー広告等の掲載

4 任用関係規則等の制定・改廃状況

令和4年度中に公布された任用関係の人事委員会規則等は、次のとおりである。

(1) 規則

○ 職員の定年等に関する規則(全部改正)

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
4.12.23	第29号	5.4.1	地方公務員法の一部改正及び職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、定年の引上げに関し必要な事項を定めた。

○ 福島県市町村立学校職員の定年等に関する規則(全部改正)

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
4.12.23	第30号	5.4.1	地方公務員法の一部改正及び福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、定年の引上げに関し必要な事項を定めた。

○ 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
5.2.21	第3号	5.2.21	福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験「土木(先行実施枠)」の受験資格を改めた。

(2) 告示

○ 選考により採用する職員の職を定める件の一部を改正する件

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
5.1.20	第1号	5.1.20	新たに「社会福祉士」を指定した。

第4 給与関係業務

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、令和4年10月5日、議会及び知事に対して、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告したが、その概要は次のとおりである。

報 告

I 給与等に関する報告・勧告

人事委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等を確保するためのものである。

このことを踏まえ、本委員会が職員の給与等に関して調査研究し、検討を行った結果について、次のとおり報告する。

II 職員の給与

職員の給与は、生計費や国・他の地方公共団体の職員及び民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされており、これらに関する本年の状況及び職員の給与改定等に関する検討結果は、次のとおりである。

1 職員給与の状況

本委員会は「令和4年職員給与実態調査」を実施し、職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号）に定める給料表（行政職給料表、公安職給料表、教育職給料表、研究職給料表、医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)）及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和31年福島県条例第56号）に定める給料表（高等学校教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表、事務職給料表及び医療職給料表）が適用される常勤職員の給与の支給状況について調査を行った。

調査対象職員の総数は本年4月1日現在23,057人であり、うち行政職給料表が適用される職員数は5,282人（22.9%）である。また、職員の平均給与月額は396,948円（平均年齢43.6歳）であり、うち行政職給料表が適用される職員の平均給与月額は363,667円（平均年齢41.8歳）である。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本年も人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の800の民間事業所（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した175事業所を対象に「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者及び教員等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所において昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給（ボーナス）についても調査を実施した。

(2) 調査の実施結果

主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は34.1%（昨年20.9%）

となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は82.9%（昨年81.5%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は33.5%（同19.5%）、減額となっている事業所の割合は2.0%（同8.4%）となっている。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で51.5%（昨年56.9%）、高校卒で48.8%（同61.2%）となっている。そのうち初任給が増額となっている事業所は、大学卒で44.3%（同26.9%）、高校卒で43.6%（同28.8%）、初任給が据置きとなっている事業所は、大学卒で54.9%（同72.1%）、高校卒で55.8%（同71.2%）となっている。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用者、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢など給与決定要素を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、職員の給与が民間給与を783円（0.21%）下回った。

(2) 特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）と民間における昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給（ボーナス）との比較を行った。

その結果、民間の特別給の年間支給割合は、所定内給与月額との4.35月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.25月分）が民間の特別給を0.10月分下回った。

4 物価及び生計費

本年4月時点の民間における物価等の動向は次のとおりであり、こうした状況の下で本年の民間給与の改定が行われているものと考えられる。

特に、物価については、ウクライナ情勢や急速に進む円安などにより、その後も上昇していることから、引き続き状況を注視していく必要がある。

(1) 物価

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べて全国で2.5%、福島市で2.9%増加している。

(2) 生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における福島市の標準生計費は、次のとおりである。

1人	2人	3人	4人	5人
152,610円	248,470円	242,970円	237,450円	231,940円

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与、公務員人事管理に関する報告を行うとともに、給与の改定に関する勧告を行った。そのうち、給与に関する報告及び勧告の概要は次のとおりである。

(1) 月例給

① 月例給については、本年4月分の国家公務員の給与が民間給与を921円（0.23%）下回っていることから、月例給の引上げ改定を行い、基本的な給与である俸給を引き上げることとした。

② 引上げは、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、大卒者に係る初任給について3,000円、高卒者に係る初任給について4,000円引き上げることとし、20歳台半ばまでの職員が在職

する号俸に重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定を行うこととした。

(2) 特別給

特別給については、公務の年間の平均支給月数が民間の支給実績（支給割合）を0.11月分下回っていることから、民間の支給状況に見合うよう引き上げることとし、引上げ分は勤勉手当に配分することとした。

(3) その他

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けた様々な取組を進める中で、給与面においても社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（アップデート）に向けて一体的に取り組むこととした。（令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策化を目指す。）

6 本年の給与の改定等

(1) 本年の給与の改定

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則（情勢適応の原則（第14条）及び均衡の原則（第24条））に基づき、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮しつつ、職員給与と民間給与の均衡を図ることを基本として勧告を行ってきたところである。

このことを踏まえて上記1から5までの状況を総合的に勘案した結果、本委員会としては、本年の給与の改定について以下のとおりとすることが適当と判断した。

ア 月例給

月例給については、本年4月時点で職員給与が民間給与を783円（0.21%）下回ったことから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行い、基本的な給与である給料月額を引き上げることとする。

行政職給料表については、人事院勧告の内容を考慮し、初任給を中心に若年層に重点を置いて給料月額の改定を行い、給料表を平均0.23%引き上げる。

また、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する。

イ 特別給

特別給については、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合を下回ったことから、民間の支給割合に見合うよう、職員の年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.35月分とする。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を考慮して、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.05月分を配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当に配分し、令和5年度以降においては、6月期及び12月期がそれぞれ均等になるよう配分することとする。

また、再任用職員の期末手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当について、支給月数を0.05月分引き上げることとする。

ウ 宿日直手当

宿日直手当については、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ改定する必要がある。

(2) その他の課題

通勤手当については、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ、手当額について検討する必要がある。

7 定年引上げ後の職員の給与

令和5年度からの定年引上げ後の60歳（現行の定年年齢）を超える職員の給与については、給料月額を当分の間、7割水準とするほか、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給与の取扱いなど、国家公務員の給与の取扱いを考慮の上、適切な措置を講ずる必要がある。

なお、国家公務員の俸給月額7割措置は、人事院の意見の申し出時点での民間企業における高齢期雇用の実情等を考慮した当分の間の措置として設定されたものであり、定年の段階的引上げが完成するまでに、60歳前後の職員の給与水準に関する人事院の検討を踏まえ所要の措置を講ずることとされ

ている。本年の人事院報告においても、上記5の(3)に記した給与制度のアップデートの具体的な取組事項の一つに挙げられており、今後、その検討状況を注視していかなければならない。

Ⅲ 人事管理の課題

1 人材の確保・育成

震災からの復興・再生や人口減少対策・地方創生に加え、頻発化する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など複雑化・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、県民全体の奉仕者としての自覚や「福島県をより良くしたい」という情熱はもとより、社会の急速な変化に適応できる力を持った有為な人材の確保・育成が極めて重要な課題である。

このため、以下について、本委員会、各任命権者ともに積極的に取り組む必要がある。

(1) 人材の確保

近年、若年人口の減少や民間企業等の高い採用意欲等を背景に、採用試験の受験者数の減少傾向が見られる。

県職員（大学卒程度）採用候補者試験では、土木職を始め多くの技術系職種で合格者数が採用予定者数に達していないほか、行政事務職でも受験者数が3年続けて減少するなど、有為な人材の確保には厳しい状況が続いている。

こうした中、本委員会では昨年度、同試験において、従来の試験よりも早い時期に最終合格者を決定する「土木職（先行実施枠）」の区分試験を新設し、民間企業等の採用で用いられるSPI3（基礎能力検査）の導入等により民間企業等の志望者も受験しやすい試験とするなど、新たな受験者層の確保に取り組んできている。

任命権者においても、受験者の確保が困難となっている獣医師採用選考予備試験において、本年度より、教養試験を廃止し、受験年齢の引上げを行うなど、選考採用に係る試験の見直しを進めている。

しかしながら、人材確保を巡っては、民間企業の採用選考活動の早期化が進む中、国家公務員採用総合職試験の前倒しが予定されるなど、今後、国及び他の地方公共団体との競合がますます厳しくなることが想定される。このため、本県においても、本委員会を中心に任命権者との連携を一層強化し、令和5年度より実施が予定されている定年引上げの影響も見定めながら、適時適切な試験制度の見直しや採用募集活動の強化に取り組んでいく必要がある。

また、価値観やライフスタイルの多様化により、就職希望者の進路選択時の意識に変化が生じていることから、県職員の勤務環境をより魅力あるものに変えていくことが重要である。任命権者においては、引き続き、働き方改革や業務効率化に関する取組を進めるとともに、インターンシップの機会等を通じて、本県の魅力や県職員の仕事のやりがいを効果的に発信し、学生等の志望意欲を喚起していく必要がある。

〔障がい者の雇用〕

障がい者雇用の促進については、各任命権者において、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、適正な選考を実施するとともに、障がいのある職員がその特性や個性に応じて能力を発揮して活躍できるよう、それぞれの障がいに応じた合理的配慮を行うなど、引き続き職場環境の整備に努めていくことが重要である。

(2) 人材の育成

複雑化・多様化する行政課題に的確に対応しながら、質の高い行政サービスを提供していくためには、研修や人事評価等を活用して、職員の意識改革や能力の向上に積極的に取り組んでいく必要がある。

公務における人材育成では、日々の業務を通じた育成（OJT）が大きな部分を担っているが、震災以降の本県においては、復興・再生業務や災害、新型コロナウイルス感染症への対応等により、職員一人一人の業務負担が大きく、OJTの実施環境としては厳しい状況が続いている。

このため、研修（Off-JT）の一層の充実が求められるところであり、任命権者においては、受講者のニーズを的確に把握し適時に研修体系に反映させていくとともに、全ての職員が受講しやすいよう多様な研修機会を確保するなど、研修受講環境の向上に引き続き努める必要がある。

また、職員の育成にあたっては、管理職員の役割が重要である。管理職員は、業務指導力のもと

より、業務の効率化や平準化、超過勤務の縮減等のための組織マネジメント力を培う必要があり、任命権者は、管理職員に求められる能力を伸長する研修等の充実により、人材育成に資する管理職員の養成に努めなければならない。

人事評価制度については、任用、給与、分限等、全ての人事管理の基礎として適切な運用がなされることはもとより、人材の育成や組織の活性化につなげるためのツールとして効果的に活用されることが重要である。管理職員は部下職員との十分なコミュニケーションを図り、業務の重要性や意義を職員に理解させながら、能力・実績の適正な評価により、職員の能力や意欲の向上につなげていかなければならない。

〔女性職員の登用〕

女性職員の登用については、本県においても積極的に取組が進められ、管理職層に占める女性職員の割合は年々向上しているが、県の政策立案や意思形成過程への女性の参画拡大を図る上では、さらに取組を進める必要がある。

このため、任命権者においては、引き続き、仕事と育児・介護等の両立支援の充実を図り、職員が働きやすい勤務環境を整備するとともに、若年時からキャリアパスのモデルを具体的に示すなど、長期的なキャリア形成を意識した人事管理（研修、評価、配置等）により、女性職員の意欲を高め、育成していく必要がある。

2 勤務環境の整備

公務の効率的運営のためには、職員一人一人が健康でやりがいを持って、その能力を遺憾なく発揮できる職場環境の整備を進めていくことが極めて重要である。このため、長時間労働の是正に努めるとともに、仕事と生活の両立支援や多様で柔軟な働き方の実現等に向けた取組を一層推進する必要がある。

(1) 長時間労働の是正

本委員会の調査によれば、令和3年度の職員の超過勤務時間は、一人当たり月平均22.2時間と依然として高い水準にある。上限時間である月45時間を超える職員も多数認められるとともに、特に健康への大きな影響が懸念される月100時間以上の超過勤務をした職員は延べ435人に上り、前年度を大きく上回っている。

任命権者が長時間労働の是正に取り組む中、本年3月策定の「福島県行財政改革プラン」や「令和4年度超過勤務縮減アクションプログラム」においては、超過勤務削減の目標値を設定するとともに、管理職員の意識向上と業務管理の徹底や行政のデジタル変革(DX)の推進などを掲げており、まず、こうした取組を着実に推進することが求められる。その際、管理職員は、超過勤務の考え方を職員と共有しつつ、パソコンの使用時間のデータ等も活用しながら超過勤務時間を適正に把握し、業務の効率化や平準化など組織マネジメントに努める必要がある。

また、こうした取組においても、なお改善が図られない場合には、任命権者において業務量に応じた組織体制や職員配置など更なる対応を検討する必要がある。

本委員会としても、勤務条件実態調査や労働基準監督機関としての臨検等を通して、職員の長時間労働の実態を把握しながら、その改善に向け任命権者とともに検討していく。

なお、新型コロナウイルス感染症対応業務については、これまでも全庁的な応援による本部体制の強化に加え、保健師の増員や外部委託の推進など、各局面に応じた対応がとられている。一方で、対策本部等への応援の長期化に伴い業務が逼迫する職場では、職員の超過勤務の増加や健康への影響も懸念されることから、その負担軽減についても考慮しながら、引き続き適時適切に対応する必要がある。

(2) 教職員の多忙化解消

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の労働環境を改善することが全国的な課題となっている。

本県でも教職員の長時間労働は顕著であり、教育委員会においては「教職員多忙化解消アクションプラン（取組期間：平成30年度～令和2年度）」を策定して時間外勤務時間の削減に取り組み、一定の成果を上げたところである。

また、令和3年度には、新たな目標を掲げた「教職員多忙化解消アクションプランⅡ（取組期間：令和3年度～令和5年度）」をスタートさせ、引き続き業務の適正化と時間外勤務時間の削減に取り組んでいる。本年度は、長時間労働の要因の一つとされる部活動のあり方について、地域移行

に関する実践的な研究が行われている。

多忙化などを背景に教員不足が全国的に深刻化する中、これらの取組を通じて教職員の労働環境が改善され、魅力ある職場づくりに繋がることが期待される。

本委員会としても、計画が確実に実行されるよう、その進捗状況について引き続き注視していく。

(3) 仕事と家庭の両立支援

職員の仕事と育児の両立を支援するため、昨年の本委員会の報告以降、育児休業を取得しやすい環境の整備等の措置が関係条例の改正等により順次講じられた。

男性職員の育児休業の取得については、本委員会の調査によれば、令和3年における取得率は25.2%（知事部局51.2%）と昨年の12.9%から大幅に増加しており、任命権者の積極的な取組が効果を上げているものと思われる。

今後一層の取得促進のため、任命権者においては、仕事と育児の両立支援のための各種制度を分かりやすく周知するとともに、職員が安心して育児休業を取得できるよう代替職員の確保など支援体制の強化に努める必要がある。また、職場においては、令和2年度に導入された職員の「仕事・子育て両立プラン」の作成や業務分担の見直し等の実施により、男性職員が育児休業等を取得しやすい環境づくりに取り組む必要がある。

〔年次有給休暇の取得促進〕

本委員会の調査によれば、令和3年の年次有給休暇の平均取得日数は11.9日となっており、各任命権者が定める取得目標に近づきつつある。一方、企業等において年5日の年次有給休暇取得が義務化されている中、未だ10%を超える職員が年5日未満の取得に留まっている。

年次有給休暇の取得は、職員が毎日いきいきと暮らしながら、疲労を回復し意欲的に職務に従事するためにも、仕事と生活の両立の面からも重要であり、計画的な取得が可能となる職場環境づくりに努める必要がある。

(4) 多様で柔軟な働き方の推進

本県では、働き方改革の推進や新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、在宅勤務、サテライトオフィスや時差出勤（以下「テレワーク等」という。）に取り組んでいる。

テレワーク等は、感染症や災害発生時における業務継続の観点に加え、育児・介護等のために時間に制約がある職員の事情に応じた働き方を可能とするなど、ワーク・ライフ・バランス等の観点からも有効な働き方である。

人事院では、現在、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等のあり方について研究会を設置し、勤務間インターバル等と併せて本年度内を目途に検討を行っていることから、本県においても、この動きを注視するとともに、在宅勤務における作業環境の整備・労務管理の方法など諸課題を整理し、テレワーク等の定着に向けた検討を進める必要がある。

(5) 心身の健康保持

本委員会の調査によれば、令和3年の長期病気休暇等取得者のうち、心の疾病を原因としているものは6割を超えている状況にある。

職員の心の不調を未然に防止するため、管理職員は、ストレスチェックを有効に活用し、職員自身の気付きを促すとともに、集団分析結果を踏まえ勤務環境の改善を図ることが必要である。任命権者においては、職員が一人で悩みを抱え込むことのないよう各種相談窓口の周知を徹底するなどの取組が重要である。

また、長時間勤務者に対する医師の面接指導については、管理職員がその指導・助言内容を踏まえて業務分担の見直しを行うなど、効果的なものとする必要がある。

職員の健康は、能率的で活力ある組織の基本であり、今後、定年の引上げに伴い60歳以降も働く職員（以下「高齢期職員」という。）が増加すること等も踏まえ、職員の健康管理に一層努める必要がある。

(6) ハラスメントの防止

職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為は、職員の尊厳を傷つけ、その能力の発揮を妨げるとともに、周囲の職員を含めた勤務環境を悪化させるものである。本県でも、ハラスメントを理由とする懲戒処分事案が発生しており、本委員会にもハラスメントに関する相談が寄せられている。

任命権者においては、ハラスメント防止に関する指針やマニュアル等の策定、相談窓口の設置、

研修等による職員の意識啓発等に取り組んでおり、教育委員会では、昨年度より、全教職員を対象にハラスメントに関するアンケート調査を実施するなど、その根絶に向け取り組んでいる。

本委員会としても、人事行政相談窓口の周知等に取り組んでいるが、ハラスメントの防止には、職員のより身近なところでの早期対応が重要であることから、職場や任命権者において、職員一人一人の状況の把握に努め、人権に対する意識を高めるための取組を強化するとともに、相談しやすい環境の整備を一層進めていく必要がある。

3 公務員倫理の徹底

本県においては、知事部局職員の酒気帯び運転による懲戒免職事案が続いているほか、教員による不祥事も後を絶たない。

職員には、県民の信頼が損なわれることのないよう、常に福島県職員であることの強い自覚と誇りを持って行動することが強く求められる。

任命権者においては、飲酒運転根絶のための公務における自動車運転時の確認の徹底をはじめ、職員面談や不祥事防止研修などあらゆる機会を通じて職員の倫理意識の向上を図るとともに、不祥事の発生原因・背景等の分析や一層風通しの良い職場づくりに努め、不祥事の根絶に取り組む必要がある。

4 定年引上げへの対応

令和5年度からの定年引上げの円滑な実施に向け、関係する制度や運用を早急に整備し、対象となる職員に対し、60歳以降の勤務に関する情報提供と意思確認を速やかに行う必要がある。

その際、任命権者においては、高齢期職員の知識、経験等の活用と組織全体のモチベーションや公務能率の向上に留意の上、高齢期職員が活躍できる職務内容や人事配置の検討、健康管理を含めた勤務環境の整備等に努めることが重要である。

また、定年の段階的な引上げに伴い、定年退職者が2年に1度しか生じない期間中の職員採用等に関しては、総務省による研究会の報告内容も踏まえつつ、特に次の点に留意して、定員管理のあり方を検討する必要がある。

- ① 質の高い行政サービスの安定的・継続的な提供、採用活動での安定的な人材確保等の観点から、定年引上げ期間中も一定の新規採用者を継続的に確保すること。
- ② 職種ごとに、職員の年齢構成、採用の困難性、再任用の任用状況等の課題を把握し、今後の業務量の見通し等を踏まえた上で、中長期的な観点から定員管理を行うこと。

IV 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な勤務条件等を確保するために設けられているものであり、情勢適応の原則にのっとり職員の勤務条件の決定方法として定着し、行政運営の安定等に寄与してきている。

職員は、福島未来を切り拓くため、東日本大震災と原子力災害からの復興・再生や人口減少対策をはじめ、急激に変化する社会情勢の中で生じる前例のない困難な課題に日々向き合い、その解決に向けて全力で取り組んでいる。そのような職員の努力や実績に的確に報いていくためにも、職員には、今後とも、社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割について深い理解を示され、別紙の勧告どおり実施されるよう要請する。

勸告

本委員会は、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

第1 令和4年4月の民間給与との比較による給与改定等

1 給料表の改定

現行の給料表を別記（省略）のとおり改定すること。

2 諸手当の改定

(1) 期末手当・勤勉手当

ア 令和4年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.225月分（再任用職員にあっては、0.7月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.025月分（再任用職員にあっては、0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.2月分（再任用職員にあっては、0.575月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

(イ) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.675月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.175月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

(2) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ改定すること。

第2 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(1)のアについては令和4年12月1日から、第1の2の(1)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

2 給与関係規則の制定・改廃状況

令和4年度中に公布された給与関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
4. 6. 7	第12号	4. 4. 1	○ 給料の調整額 組織改編に伴い、支給対象となる職を改正した。
4. 7. 29	第14号	4. 8. 1	○ 給料の特別調整額 組織改編に伴い、支給対象となる職を改正した。
4. 9. 16	第19号	4. 10. 1	○ 期末手当及び勤勉手当 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、在職期間の算定方法を改正した。
4. 12. 23	第24号	4. 4. 1	○ 給料の調整額 給料表の改定に伴い、調整基本額を改正した。
		4. 12. 1	○ 勤勉手当 支給割合の改定に伴い、成績率の上限を改定した。
		5. 4. 1	○ 職員の定年の引上げに伴う改正 職員の定年の引上げに伴い、定年前再任用短時間勤務職員等の給与について定めた。 ○ 通勤手当 ガソリン価格の上昇等に伴い、各距離区分ごとの手当額を改正した。 ○ 勤勉手当 支給割合の改定に伴い、成績率の上限を改定した。
5. 2. 17	第1号	5. 4. 1	○ 特地勤務手当等 級別区分の見直し等に伴い、支給対象となる公署名等を改正した。
5. 3. 31	第5号	5. 4. 1	○ 給料の調整額 組織改編に伴い、支給対象となる勤務公署を改正した。 ○ 給料の特別調整額 組織改編に伴い、支給対象となる職を改正した。 ○ 特地勤務手当に準ずる手当 組織改編に伴い、支給対象となる公署を改正した。 ○ 寒冷地手当 組織改編に伴い、支給対象となる公署を改正した。

○ 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
4. 12. 23	第25号	4. 4. 1	○ 給料の調整額 給料表の改定に伴い、調整基本額を改正した。
		5. 4. 1	○ 職員の定年の引上げに伴う改正 職員の定年の引上げに伴い、定年前再任用短時間勤務学校職員等の給与について定めた。
5. 3. 31	第6号	5. 4. 1	○ へき地手当等 市町村立学校の統合等に伴い、支給対象学校を改正した。 ○ 寒冷地手当 市町村立学校の統合に伴い、支給対象学校を改正した。

○ 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
4. 12. 23	第26号	4. 4. 1	○ 昇格時号給対応表 給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表を改正した。 ○ 降格時号給対応表 給料表の改定に伴い、降格時号給対応表を改正した。
5. 3. 31	第7号	5. 4. 1	○ 等級別職務表 組織改編に伴い、等級別職務表を改正した。 ○ 学歴免許等資格区分表 人事院運用通知に準じて学歴免許等資格区分表を改正した。

○ 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
4. 12. 23	第27号	4. 4. 1	○ 昇格時号給対応表 給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表を改正した。 ○ 降格時号給対応表 給料表の改定に伴い、降格時号給対応表を改正した。

○ 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
4. 7. 29	第15号	4. 8. 1	○ 危険現場作業手当及び用地交渉等手当 組織改編に伴い、支給対象となる職を改正した。
4. 12. 23	第31号	5. 4. 1	○ 職員の定年の引上げに伴う改正 職員の定年の引上げに伴い、所要の改正を行った。
5. 3. 31	第8号	5. 3. 24	○ 夜間等特殊業務手当及び警ら手当 組織改編に伴い、支給対象となる公署を改正した。
		5. 4. 1	○ 護衛等手当 支給額を改正した。

○ 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
4. 12. 23	第28号	5. 4. 1	○ 職員の定年の引上げに伴う改正 職員の定年の引上げに伴い、所要の改正を行った。

○ 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
4. 12. 23	第32号	5. 4. 1	○ 職員の定年の引上げに伴う改正 職員の定年の引上げに伴い、所要の改正を行った。

○ 職員の給与に関する条例附則第十七項等の規定による給料に関する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
4. 12. 23	第33号	5. 4. 1	職員の定年の引上げに伴い、給料月額7割措置が適用される職員の給料について定めるため、制定した。

○ 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第十二項等の規定による給料に関する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
4. 12. 23	第34号	5. 4. 1	職員の定年の引上げに伴い、給料月額7割措置が適用される職員の給料について定めるため、制定した。

第5 勤務条件関係業務

1 勤務条件の実態

勤務条件実態調査の概要

勤務条件実態調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、また非現業事業所に対しては、地方公務員法第58条第5項の規定による労働基準監督機関としての職権行使を兼ねて昭和53年度から実施しているものであるが、令和4年度調査分の結果の概要は次のとおりである。

(1) 調査の内容、方法等

調査事項は、①職員数、②勤務時間、③休暇・休職、④健康・安全、⑤安全衛生管理体制、⑥改善要望等についてである。

調査方法は、県の全事業所(企業局、病院局、公立大学法人等を除く。)を対象に書面調査を行った。調査対象となった事業所数は、次のとおりである。

調査対象事業所数 (単位：事業所)

区分 部 局 名	書面調査(令和4年5月)
知 事 部 局	147
教 育 委 員 会	144 (23)
警 察 本 部	64
議会・各委員(会)	6
合 計	361 (23)

注 () 内は分校、定時制、通信制、校舎等で内数である。

(2) 調査結果

ア 職員数 (令和4.4.1現在)

(単位：人)

区分 部 局 名	総 職 員 数			総 職 員 数 の う ち 技 能 労 務 職 員 数			総 職 員 数 の う ち 会 計 年 度 任 用 職 員 数		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
知 事 部 局	6,837	4,563	2,274	124	118	6	1,120	413	707
教 育 委 員 会	6,877	3,898	2,979	50	47	3	863	438	425
警 察 本 部	4,119	3,528	591	7	7	0	189	145	44
議会・各委員(会)	98	65	33	3	3	0	7	0	7
合 計	17,931	12,054	5,877	184	175	9	2,179	996	1,183

イ 休憩時間の利用形態の状況（令和 4. 4. 1 現在）

（単位：事業所）

部 局 名	区 分	付 与 形 態		合 計	利 用 形 態		合 計
		一斉付与	交替付与		自由利用	制限的利用	
知 事 部 局	本 庁	33	0	33	33	0	33
	出 先	95	15	110	109	1	110
	計	128	15	143	142	1	143
教 育 委 員 会	本 庁	10	0	10	10	0	10
	出 先	64	56	120	117	3	120
	計	74	56	130	127	3	130
警 察 本 部	本 庁	32	3	35	24	11	35
	出 先	9	20	29	8	21	29
	計	41	23	64	32	32	64
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）		6	0	6	6	0	6
合 計	本庁・議会・各委員（会）	81	3	84	73	11	84
	出 先	168	91	259	234	25	259
	合 計	249	94	343	307	36	343

ウ 超過勤務の状況

○ 各月の超過勤務の平均時間（令和 3. 4. 1～令和 4. 3. 31）

（単位：時間）

部 局 名	区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	年間平均
知 事 部 局		21.6	18.8	19.4	18.8	17.6	17.1	19.3	18.0	17.6	18.3	20.2	27.5	19.5
教 育 委 員 会		21.4	15.3	16.2	15.7	11.3	17.2	17.3	17.8	14.9	13.0	16.3	24.5	16.7
警 察 本 部		23.9	26.8	23.3	29.3	24.6	25.9	25.9	27.5	29.2	30.4	27.0	24.6	26.5
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）		9.5	13.0	16.4	14.2	16.9	21.9	26.4	14.7	13.1	11.1	12.7	18.3	15.7
全 平 均		22.4	21.8	20.7	22.8	20.0	20.7	21.9	21.9	22.1	22.8	22.7	26.0	22.2

注1 超過勤務手当支給対象職員に係る超過勤務の平均時間である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

○ 月 45 時間を超える超過勤務を行った職員数と割合（令和 3. 4. 1～令和 4. 3. 31）

（単位：上段…人、下段…%）

部 局 名	区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
知 事 部 局		711	510	559	476	409	432	548	463	437	524	616	1,005	6,690
		15.3	11.0	12.1	10.4	8.9	9.4	11.9	10.1	9.5	11.4	13.4	21.9	12.1
教 育 委 員 会		88	33	52	80	19	86	55	82	38	38	43	106	720
		14.3	5.4	8.5	13.1	3.1	14.0	9.0	13.5	6.2	6.2	7.0	17.4	9.8
警 察 本 部		103	179	63	271	98	158	168	176	229	269	183	152	2,049
		2.8	5.0	1.8	7.5	2.7	4.4	4.6	4.9	6.3	7.4	5.0	4.1	4.7
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）		3	2	5	1	5	7	8	4	3	4	4	5	51
		4.8	3.3	8.3	1.7	8.3	11.7	13.1	6.6	4.9	6.6	6.6	8.2	7.0
全 平 均		905	724	679	828	531	683	779	725	707	835	846	1,268	9,510
		10.1	8.1	7.7	9.3	6.0	7.7	8.8	8.2	7.9	9.4	9.5	14.1	8.9

注1 上段の数値は該当する区分の超過勤務をした職員の数であり、下段の数値は支給対象職員に対する超過勤務をした職員の割合である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

エ 育児・介護を行う職員に対する勤務時間制度の活用状況

○ 早出遅出勤務制度の利用者数 (令和3.4.1～令和4.3.31)

(単位：人)

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	14 (7)	1 (0)	15 (7)
教育委員会	13 (5)	4 (2)	17 (7)
警察本部	2 (0)	0 (0)	2 (0)
議会・各委員(会)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	29 (12)	5 (2)	34 (14)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 深夜勤務の制限制度の利用者数 (令和3.4.1～令和4.3.31)

(単位：人)

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	2 (2)	0 (0)	2 (2)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	31 (0)	4 (0)	35 (0)
議会・各委員(会)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	33 (2)	4 (0)	37 (2)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 時間外勤務の制限制度の利用者数 (令和3.4.1～令和4.3.31)

(単位：人)

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	1 (1)	0 (0)	1 (1)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	4 (0)	0 (0)	4 (0)
議会・各委員(会)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	5 (1)	0 (0)	5 (1)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

オ 年次有給休暇の取得状況(令和 3. 1. 1～令和 3. 12. 31)

○ 年次休暇の取得日数

(単位：人、日、%)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	総職員数 (人)	付与日数	繰越日数	年間総使 用日数	平均使用 日数	年休消化率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(D)/(A)	(D)×100 /(B+C)
知事部局	管理職	818	16,360	16,162	7,653	9.4	23.5
	非管理職	4,636	92,647	80,870	56,890	12.3	32.8
	合計	5,454	109,007	97,032	64,543	11.8	31.3
教育委員会	管理職	427	8,540	8,522	2,956	6.9	17.3
	非管理職	5,476	107,859	98,086	66,629	12.2	32.4
	合計	5,903	116,399	106,608	69,585	11.8	31.2
警察本部	管理職	150	3,000	2,987	1,804	12.0	30.1
	非管理職	3,731	74,491	70,842	45,425	12.2	31.3
	合計	3,881	77,491	73,829	47,229	12.2	31.2
議会・各委員(会)	管理職	29	580	580	311	10.7	26.8
	非管理職	62	1,232	1,175	735	11.9	30.5
	合計	91	1,812	1,755	1,046	11.5	29.3
合計	管理職	1,424	28,480	28,251	12,724	8.9	22.4
	非管理職	13,905	276,229	250,973	169,679	12.2	32.2
	合計	15,329	304,709	279,224	182,403	11.9	31.2

注 年次有給休暇の取得実績に係る総職員数は令和3年12月31日時点の在籍者であり、会計年度任用職員を除くため、30頁の総職員数とは一致しない。

○ 年次有給休暇取得日数の分布(令和 3. 1. 1～令和 3. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	年次有給休暇取得者数						
		取得なし	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20～29日	30日以上
知事部局	管理職	4	124	345	226	85	32	2
	非管理職	27	344	1,399	1,270	932	608	56
	合計	31	468	1,744	1,496	1,017	640	58
教育委員会	管理職	6	143	169	77	25	6	1
	非管理職	54	565	1,369	1,508	1,322	625	33
	合計	60	708	1,538	1,585	1,347	631	34
警察本部	管理職	0	3	42	64	35	6	0
	非管理職	13	281	898	1,306	941	280	12
	合計	13	284	940	1,370	976	286	12
議会・各委員(会)	管理職	0	5	8	10	3	3	0
	非管理職	0	5	15	27	5	9	1
	合計	0	10	23	37	8	12	1
合計	管理職	10	275	564	377	148	47	3
	非管理職	94	1,195	3,681	4,111	3,200	1,522	102
	合計	104	1,470	4,245	4,488	3,348	1,569	105

カ 病気休暇の取得状況(令和 3. 1. 1～令和 3. 12. 31)

部 局 名		区 分	
		私傷病	公務災害
知 事 部 局	日 時	14,798	243
		2,953	250
	実人数	394	20
教 育 委 員 会	日 時	9,160	217
		538	89
	実人数	300	30
警 察 本 部	日 時	3,181	234
		368	4
	実人数	72	8
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	143	0
		206	0
	実人数	3	0
合 計	日 時	27,282	694
		4,065	343
	実人数	769	58

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

キ 特別休暇、職務専念義務の免除の状況(令和 3. 1. 1～令和 3. 12. 31)

(単位：日、時間(分)、人)

部 局 名		区 分								
		産前産後	配偶者産出	育児参加	妊娠障害	妊産婦検診	通勤緩和	育児(男性)	育児(女性)	
知 事 部 局	日 時	5,500	259	330	142	49	/	/	/	
		/	191	282	131	262	60	14,625	32,575	
	実人数	62	115	105	25	36	1	7	23	
教 育 委 員 会	日 時	6,732	155	128	117	73	/	/	/	
		/	179	229	94	296	0	0	5,295	
	実人数	76	80	54	27	51	0	0	2	
警 察 本 部	日 時	2,731	430	672	86	52	/	/	/	
		/	4	29	16	27	0	0	17,550	
	実人数	32	148	152	11	18	0	0	2	
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	102	0	0	0	0	/	/	/	
		/	0	0	0	0	0	0	0	
	実人数	1	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	日 時	15,065	844	1,130	345	174	/	/	/	
		/	374	540	241	585	60	14,625	55,420	
	実人数	171	343	311	63	105	1	7	27	

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数(育児休暇及び通勤緩和休暇は分数)である。

(単位：日、時間、人)

区分 部局名		子育て (男性)	子育て (女性)	短期介護 (男性)	短期介護 (女性)	生 理	夏 季	ボラン ティア	骨髄提供	リフレッ シュ	職 務 専 念 義務の免除
知 事 部 局	日 時	1,604	1,130	144	32	258	26,273	0	0	351	3,443
		6,919	7,571	448	220	/	(4.9)	/	4	/	19,889
	実人数	808	430	52	16	59	5,322	0	1	142	3,669
教 育 委 員 会	日 時	1,570	2,276	289	478	115	28,019	4	8	502	7,977
		5,078	7,090	956	1,222	/	(4.9)	/	7	/	20,689
	実人数	822	783	149	196	39	5,742	2	2	196	4,861
警 察 本 部	日 時	2,019	725	42	10	156	18,912	0	0	77	3,196
		762	586	14	12	/	(5.0)	/	0	/	5,097
	実人数	851	154	11	6	39	3,865	0	0	32	2,820
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	27	4	0	0	0	435	0	0	0	54
		184	126	0	0	/	(4.9)	/	0	/	387
	実人数	11	4	0	0	0	88	0	0	0	60
合 計	日 時	5,220	4,135	475	520	529	73,639	4	8	930	14,670
		12,943	15,373	1,418	1,454	/	(4.9)	/	11	/	46,062
	実人数	2,492	1,371	212	218	137	15,017	2	3	370	11,410

注1 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

注2 「夏季休暇」の日時欄の下段の()は、対象者一人当たりの日数である。

ク 休業・休職等の状況(令和 3. 1. 1～令和 3. 12. 31)

(単位：日、分、人)

区分 部局名		休業部分休業					休職					
		自己啓発 等休業		大学院修 学休業	配偶者同 行休業	修学部分 休業	高齢者部 分休業	病 気 休 職	私傷病 公務	専従休 職	分限条第 2条第1号 の規定によ る休職	その他 の職 休
		日	人数	日	人数	日	人数	日	人数	日	人数	日
知事部局	日	0		0				10,755	0	823	0	0
	分					5,580	11,400					
	人数	0		0		1	1	51	0	3	0	0
教育委員会	日	365		0				3,305	6	365	0	0
	分					0	0					
	人数	1		0		0	0	24	1	1	0	0
警察本部	日	0		0				1,309	90	0	0	0
	分					0	0					
	人数	0		0		0	0	7	1	0	0	0
議会・各委員(会)	日	0		0				172	0	0	0	0
	分					0	0					
	人数	0		0		0	0	1	0	0	0	0
合計	日	365		0				15,541	96	1,188	0	0
	分					5,580	11,400					
	人数	1		0		1	1	83	2	4	0	0

ケ 育児休業・育児部分休業の状況(令和 3. 1. 1～令和 3. 12. 31)

(単位：日(部分休業は日、分)、人)

区分 部局名	対象者	育児休業		部分休業		
		使用者	日数	使用者	承認期間(日)	時間数(分)
知事部局	177	166	23,347	41	5,114	326,023
	(123)	(67)	(2,759)	(5)	(262)	(17,880)
教育委員会	155	154	31,502	26	2,828	148,485
	(88)	(9)	(903)	(0)	(0)	(0)
警察本部	184	78	13,918	15	1,795	84,960
	(158)	(22)	(352)	(0)	(0)	(0)
議会・各委員(会)	1	3	737	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	517	401	69,504	82	9,737	559,468
	(369)	(98)	(4,014)	(5)	(262)	(17,880)

注1 「対象者」とは「令和3年以内に子どもが生まれた職員」の人数である。

注2 「使用者」とは、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間に育児休業の承認を受けた者(令和2年以前に対象者となり引き続き承認を受けている者も含む。)である。なお、令和3年中に同じ者が複数回育児休業の承認を受けている場合、育児休業の「使用者」は延べ人数で計算している。

注3 部分休業の「承認期間」とは、実際に部分休業を取得した日数である。

注4 上段は対象者及び使用者並びに日数の総数であり、下段は男性職員の対象者及び使用者並びに日数の総数である。

コ 育児短時間勤務制度の利用状況(令和3.1.1～令和3.12.31)

(単位：人)

区分 部局名	対象者	取得者
知事部局	819	3
教育委員会	861	4
警察本部	991	2
議会・各委員(会)	10	1
合計	2,681	10

注 「対象者」とは、令和3年1月1日時点で、小学校に就学していない子を養育する職員である。

サ 介護休暇・介護時間の利用状況(令和3.1.1～令和3.12.31)

(単位：日、時間、分、人)

部局名	介護休暇		介護時間	
	承認日時数 取得人数		取得時間数 取得人数	
知事部局	日	325	日	
	時	965	時	
	分		分	960
	人数	6	人数	1
教育委員会	日	281	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	4	人数	0
警察本部	日	0	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	0	人数	0
議会・各委員(会)	日	82	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	1	人数	0
合計	日	688	日	
	時	965	時	
	分		分	960
	人数	11	人数	1

シ 定期健康診断・特別健康診断の状況（令和3年度）

部 局 名	区 分	定 期 健 康 診 断		特 別 健 康 診 断
		35 歳 未 満	35 歳 以 上	
知 事 部 局	対 象 者 (A)	2,210 人	4,894 人	6,679 人
	受 診 者 (B)	2,180 人	4,863 人	6,565 人
	有 所 見 者 (C)	1,566 人	4,616 人	1,247 人
	受 診 率 (B/A)	98.6%	99.4%	98.3%
	有 所 見 率 (C/B)	71.8%	94.9%	19.0%
教 育 委 員 会	対 象 者 (A)	1,350 人	5,599 人	125 人
	受 診 者 (B)	1,350 人	5,582 人	116 人
	有 所 見 者 (C)	891 人	4,494 人	2 人
	受 診 率 (B/A)	100.0%	99.7%	92.8%
	有 所 見 率 (C/B)	66.0%	80.5%	1.7%
警 察 本 部	対 象 者 (A)	1,520 人	2,626 人	2,378 人
	受 診 者 (B)	1,515 人	2,621 人	2,370 人
	有 所 見 者 (C)	1,188 人	2,447 人	1,921 人
	受 診 率 (B/A)	99.7%	99.8%	99.7%
	有 所 見 率 (C/B)	78.4%	93.4%	81.1%
議 会 ・ 各 委 員 (会)	対 象 者 (A)	23 人	80 人	51 人
	受 診 者 (B)	23 人	78 人	51 人
	有 所 見 者 (C)	15 人	75 人	3 人
	受 診 率 (B/A)	100.0%	97.5%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	65.2%	96.2%	5.9%
合 計	対 象 者 (A)	5,103 人	13,199 人	9,233 人
	受 診 者 (B)	5,068 人	13,144 人	9,102 人
	有 所 見 者 (C)	3,660 人	11,632 人	3,173 人
	受 診 率 (B/A)	99.3%	99.6%	98.6%
	有 所 見 率 (C/B)	72.2%	88.5%	34.9%

注 定期健康診断の受診者は、検査項目を一つでも受診した者を計上している。

ス 公務災害・通勤災害の状況(令和3.1.1～令和3.12.31)

(単位：件)

区分 部局名	公務災害		通勤災害		合計
	公務災害	通勤災害	通勤災害	公務災害	
知事部局	31	12	12	31	43
教育委員会	44	3	3	44	47
警察本部	24	5	5	24	29
議会・各委員(会)	0	1	1	0	1
合計	99	21	21	99	120

セ 安全衛生管理体制(令和4.6.1現在)

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者		産業医	
		要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済
		知事部局	人事委員会	1	1	0	0	18	15
	労働基準監督署	4	4	8	7	15	13	15	15
教育委員会	人事委員会	0	0	0	0	67	67	67	67
警察本部	人事委員会	0	0	0	0	24	23	24	24
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人事委員会	1	1	0	0	109	105	109	109
	労働基準監督署	4	4	8	7	15	13	15	15

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	安全衛生推進者		衛生推進者	
		要選任	選任済	要選任	選任済
		知事部局	人事委員会	0	0
	労働基準監督署	16	16	12	12
教育委員会	人事委員会	0	0	49	49
警察本部	人事委員会	0	0	12	12
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	2	2
合計	人事委員会	0	0	98	98
	労働基準監督署	16	16	12	12

注1 知事部局本庁機関、教育庁本庁機関、警察本部本庁機関(県庁庁舎の機関に限る。)はそれぞれ1事業所とした。

注2 県立学校の定時制、通信制、分校及び校舎については、本校と合わせて1事業所とした。

2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況

令和4年度中に公布された勤務条件関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
4. 5. 13	第10号	4. 5. 13	○ 再就職後の現職職員への働きかけ規制について、規制対象期間の上乗せを受ける職として、国際研究産業都市推進監、企業誘致担当課長、養護教育センター課長を削除した。
4. 12. 23	第23号	5. 4. 1	○ 任命権者への再就職の届出を要しない場合として、再任用職員を削除し、定年前再任用短時間勤務職員を追加した。

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
4. 9. 16	第17号	4. 10. 1	○ 育児休暇のための休暇の対象期間を、「出産日の8週間後の日まで」から「出産日以後1年を経過する日まで」に拡大した。
4. 12. 23	第20号	5. 4. 1	○ 定年前再任用短時間勤務制の新設に伴い、所要の改正を行った。
5. 3. 17	第4号	5. 4. 1	○ 子育て休暇の対象となる子の範囲を、「義務教育終了前の子」から「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に拡大した。

○ 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
4. 9. 16	第18号	4. 10. 1	○ 職員の育児休業等に関する条例（平成4年福島県条例第11号）の一部改正に伴い、子が1歳以降の非常勤職員が、育児休業を柔軟に取得することが認められる特別の事情を規定したほか、所要の改正を行った。
4. 12. 23	第22号	5. 4. 1	○ 職員の育児休業等に関する条例（平成4年福島県条例第11号）の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

○ 人事行政相談に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
4. 12. 23	第21号	5. 4. 1	○ 定年前再任用短時間勤務制の新設に伴い、所要の改正を行った。

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
5. 2. 21	第2号	5. 2. 21	○ 第2条で規定する任命権者が職員を派遣することができる公益的法人等について、別表第2のうち、「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を削除した。

○ 職務に専念する義務を免除されることができると定める件の一部を改正する件

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
4. 6. 28	第1号	4. 7. 1	○ 職員がその職務に専念する義務を免除されることができると定める件のうち、教員免許状更新講習を受ける場合（第3号）を削除した。

第6 労働基準監督関係業務

地方公務員法第58条第5項の規定により職員の勤務条件に関しては、現業職員(労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する職員)を除き、人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使することになっている。

1 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と福島労働局長がその都度協議して決定している。

(1) 令和4年度中に新たに事業区分が決定された機関及び廃止となった機関

号別区分決定・廃止の状況

区分	事業所の名称	号別区分	労働基準監督機関	新設・廃止年月日
廃止	ハイテクプラザ福島技術支援センター	12号	人事委員会	令和4年3月31日
廃止	ハイテクプラザいわき技術支援センター	12号	人事委員会	令和4年3月31日
廃止	郡山光風学園	13号	労働基準監督署	令和4年3月31日
廃止	須賀川高等学校	12号	人事委員会	令和4年3月31日
廃止	長沼高等学校	12号	人事委員会	令和4年3月31日
廃止	大沼高等学校	12号	人事委員会	令和4年3月31日
廃止	坂下高等学校	12号	人事委員会	令和4年3月31日
廃止	湯本高等学校	12号	人事委員会	令和4年3月31日
廃止	遠野高等学校	12号	人事委員会	令和4年3月31日
廃止	相馬東高等学校	12号	人事委員会	令和4年3月31日
廃止	新地高等学校	12号	人事委員会	令和4年3月31日
廃止	福島中央高等学校	12号	人事委員会	令和4年3月31日
決定	須賀川創英館高等学校	12号	人事委員会	令和4年4月1日
決定	会津西陵高等学校	12号	人事委員会	令和4年4月1日
決定	いわき湯本高等学校	12号	人事委員会	令和4年4月1日
決定	相馬総合高等学校	12号	人事委員会	令和4年4月1日
決定	ふくしま新世高等学校	12号	人事委員会	令和4年4月1日
決定	だて支援学校	12号	人事委員会	令和4年4月1日
決定	只見線管理事務所	4号	労働基準監督署	令和4年8月1日

(2) 令和4年8月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

・労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	主な業種	事業所名
人事委員会 (単純労務職員については労働基準監督署)	12号	教育研究調査	危機管理部 消防学校
			生活環境部 環境創造センター(環境放射線センター、支所)
			保健福祉部 総合衛生学院、衛生研究所(支所(2))
			商工労働部 テクノアカデミー(3)、ハイテクプラザ(技術支援センター(2))
			農林水産部 農業総合センター(果樹研究所、畜産研究所(分場1)、地域研究所(2)、浜地域農業再生研究センター、農業短期大学校)、林業研究センター、水産海洋研究センター、水産資源研究所、内水面水産試験場
			教育委員会 教育センター、図書館、美術館、博物館、特別支援教育センター、学校(100)※1
			警察本部 警察学校
労働基準監督署	3号	土木建設	土木部 建設事務所(8)(土木事務所(11))、港湾建設事務所(2)、流域下水道建設事務所(2)、大峠・日中総合管理事務所
	4号	旅客貨物運送	生活環境部 只見線管理事務所
			土木部 福島空港事務所
	13号	保健衛生	保健福祉部 保健福祉事務所(6)(出張所)、動物愛護センター(支所(2))、児童相談所(4)、障がい者総合福祉センター、若松乳児院、福島学園、大笹生学園、総合療育センター、女性のための相談支援センター、精神保健福祉センター
			教育委員会 視覚・聴覚・支援学校寄宿舎(4)

※1 平成29年4月1日から休校となっている「双葉高校、浪江高校、富岡高校、双葉翔陽高校」を含む。

・官公署の事業(労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。)と労働基準監督機関

監督機関	事業所名
人事委員会 (単純労務職員については労働基準監督署)	知事部局本庁
	総務部 地方振興局(7)(東北地方振興局に吉倉出張所を含み、いわき地方振興局に内郷出張所を含む。)、東京事務所、大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所
	危機管理部 消防防災航空センター
	企画調整部 ふたば復興事務所
	保健福祉部 食肉衛生検査所
	商工労働部 計量検定所
	農林水産部 農林事務所(県南、会津農林事務所の森林林業部を除き、相双農林事務所に大柿ダム管理事務所を含む。)(7)(農業普及所(7))(林業指導所)、県南農林事務所森林林業部、会津農林事務所森林林業部、水産事務所、病虫害防除所、家畜保健衛生所(4)
	土木部 ダム管理事務所(1)、あぶくま高原道路管理事務所
	議会事務局、教育庁、警察本部(科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊)、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会
	教育委員会 教育事務所(7)
	警察本部 警察署(22)、分庁舎(7)

・船舶に係る労働基準監督機関(=以下いずれも人事委員会)

調査船あづま(水産事務所)、調査指導船いわき丸(水産海洋研究センター)、調査指導船拓水(水産資源研究所)、練習船福島丸(小名浜海星高等学校)

2 職権行使の実績

人事委員会が行う労働基準監督機関の職権の行使には、事業所への調査、法令に基づく報告や届出の受理、各種申請の許可・認定等があり、その実績は次のとおりである。

(1) 実地調査

勤務条件の実態を調査するため、事業所を訪問して行った調査実績は次のとおり。

実施時期：令和4年7月26日から9月2日

調査対象所属：10カ所（知事部局4カ所、教育委員会4カ所、警察本部2カ所）

調査対象職員：24人（8所属×1所属あたり3人）

※調査対象所属で超過勤務時間が多い職員等の中から選定

調査項目：（所属）超過勤務の状況・原因・取組、休暇取得状況、健康診断受診状況、
両立支援制度に係る取組など

（職員）超過勤務縮減に向けた所属の取組についての考え、休暇取得状況、
両立支援制度の活用など

(2) 各任命権者人事担当課長に対する申し入れ

勤務条件実態調査及び実地調査の結果に基づき、任命権者へ行った申し入れの実績は次のとおり。

実施回数：3回

実施内容：（令和4年11月）長時間労働是正及び職員の健康保持、両立支援の推進等、勤務条件等改善の取組を求めた（知事部局・教育委員会・警察本部 各1回）

(3) 臨検

過労死防止大綱に基づく長時間労働の是正や、労働基準監督機関として権限を有する事項等について確認を行った実績は次のとおり。

実施時期：令和4年11月30日から令和5年1月19日

調査対象所属：7カ所（知事部局5カ所、教育委員会2カ所）

※任命権者からの月100時間以上の超過勤務実施者の報告、教育庁福利課による令和3年度在校時間調査結果、勤務条件実態調査結果及び昨年度の臨検

対象所属のうち長時間労働の状況改善が見られなかった所属を基に選定

調査項目：長時間労働の要因及び業務内容の状況、業務量の縮減や効率化の取組状況、
職員の健康状況の確認状況など

改善方針の報告：臨検の検査結果に対する改善方針について報告を求めた。

(4) 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

事業所の安全衛生管理体制について、選任報告を受けた実績は次のとおり。

総括安全衛生管理者 1件（知事部局1件）

衛生管理者 46件（知事部局14件、教育委員会16件、警察本部16件）

産業医 2件（教育委員会1件、警察本部1件）

(5) 定期健康診断等結果報告

職員への健康診断及びストレスチェックの実施状況について、結果報告を受けた実績は次のとおり。

定期健康診断結果報告 3件（令和3年度実績）

ストレスチェック結果等報告 3件（令和3年度実績）

※知事部局（議会、委員会を含む）、教育委員会、警察本部から全所属分各1件

(6) 36協定の届出の受理

官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）に従事する職員以外の職員に係る時間外勤務・休日勤務について、36協定の届出を実績は次のとおり。

令和4年度36協定届 128件（対象となる全公所）

(7) 宿日直勤務の許可

正規の勤務時間外に監視又は断続的労働に従事させる職員について、申請を受け許可した実績は次のとおり。

宿日直勤務許可 0件

(8) 解雇予告除外の認定

労働者を解雇しようとする場合には30日前までの予告又は30日以上平均賃金支払が必要となる所、労働者の責めに帰すべき事由により解雇するものと認定した場合にはこの限りではないが、その申請を受け認定した実績は次のとおり。

解雇予告除外認定 3件（知事部局2件、警察本部1件）

(9) 特定機械等

新たに設置され、または部分変更されたボイラー等について、労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則の規定により令和4年度中に落成等検査を実施した状況は次のとおりである。

また、令和4年度における性能検査の状況、関係法令による報告等の状況及び令和5年3月31日現在のボイラー等の設置状況は次のとおりである。

ア 落成等検査の状況

検査区分	事業所名	種類	基数	検査年月日	検査証交付年月日	使用目的・変更内容
使用再開検査	船引高等学校	鋳鉄製蒸気ボイラー	1	4.12.26	4.12.26	暖房
	テクノアカデミー会津	温水ヘッダ	2	5.3.14	5.3.14	暖房
落成検査	テクノアカデミー会津	鋳鉄製前後組合せ型ボイラー	1	5.3.14	5.3.24	暖房

イ 性能検査の状況

区分	ボイラー合格基数	第一種圧力容器合格基数
計	41	17

ウ 報告等の状況

区分	事業所名	基数	届出年月日
ボイラー廃止報告	川俣高等学校	1	4.5.17
	テクノアカデミー会津	1	4.10.14
	大笹生支援学校	1	4.12.19
第一種圧力容器廃止報告	会津農林高等学校	1	4.9.8
	ハイテクプラザ	3	4.12.7
ボイラー休止報告	船引高等学校	1	4.7.6
	福島工業高等学校	1	4.12.26
第一種圧力容器休止報告	テクノアカデミー会津	2	4.10.14

エ ボイラー等の設置状況（令和5年3月31日現在）

区分 任命権者	ボイラー		第一種圧力容器		クレーン		備考
	事業所数	基数	事業所数	基数	事業所数	基数	
知事	5	11	5	12	0	0	
教育委員会	31	35	6	6	0	0	
警察本部	3	6	0	0	0	0	
計	39	52	11	18	0	0	

第7 公平委員会受託業務

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する不服申立ての審査、管理職員等の範囲を定める規則の制定及び職員団体の登録に関する事務等を処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

なお、人事委員会に対して、公平委員会の事務を委託している地方公共団体数は、令和4年度末（令和5年3月31日）現在で、次のとおりである。

(1) 市 町 村	54市町村 (8市 31町 15村)	}	<u>合計 77団体</u>
(2) 一部事務組合及び広域連合	23団体		

第 8 公 平 審 査 関 係 業 務

1 勤務条件に関する措置の要求

この制度は、労働基本権が制限されている職員の勤務条件を適正なものとするため、職員側から経済上の諸権利を確保する手段として、職員が本委員会に対して地方公共団体の当局により適正な措置が執られるべきことを要求する保障請求権である(地方公務員法第46条～第48条)。

令和4年度の措置要求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分
なし

イ 市町村等からの受託分

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全部認容	一部認容	棄却		
給与											
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境	1		1		1					1	0
厚生福利											
転任											
任用											
セクシュアルハラスメント											
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント											
パワーハラスメント											
その他											
計	1		1		1					1	0

(2) 完結事案一覧表

ア 県分
なし

イ 委託分

事案名等	要 求 者	当 局	要求の内容	完結年月日	判 定
令和3(措)第1号	市町村職員	市町村長	勤務環境の改善	令和4年5月2日	取下げ

2 不利益処分に関する審査請求

この制度は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、当委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分を適法かつ妥当と認めたときは、これを承認し、処分の量定が不相当であると判断したときは、処分を修正し、違法又は著しく不相当であるとするときは、処分を取り消し、更に必要があれば、是正措置を指示する救済方法である（地方公務員法第49条～第51条の2）。

令和4年度の審査請求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分

区分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							処分取消	処分修正	処分承認		
分限処分	降給										
	降任										
	休職										
	分限免職										
懲戒処分	戒告										
	減給										
	停職		1	1							1
	懲戒免職										
転任											
その他											
計		1	1								1
再 審											

イ 委託分

区分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							処分取消	処分修正	処分承認		
分限処分	降給										
	降任										
	休職										
	分限免職										
懲戒処分	戒告										
	減給										
	停職	1		1				1		1	0
	懲戒免職										
転任											
その他		2	2		1					1	1
計	1	2	3		1		1		2	1	
再 審											

(2) 完結事案一覧表

ア 県分 なし

イ 委託分

事案名等	請求者	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
令和3(審)第1号	市町村職員	市町村長	懲戒処分(停職)	令和5年1月27日	処分取消
令和4年9月30日付け不服申立	市町村職員	市町村長	その他	令和4年10月4日	取下げ

3 公平審査関係規則の制定・改廃状況

令和4年度は公平審査関係の人事委員会規則の制定・改廃はなかった。

第9 人事行政相談業務

1 人事行政相談業務の概要

人事行政相談は、人事行政に関する職員の悩みに対して人事行政相談員が相談に応じ、職員への助言、関係当事者への調査・伝達等を行う制度であり、平成17年4月1日より実施している。

2 人事行政相談の状況

令和4年度の相談の状況は次のとおりである。

(1) 職員の所属団体別相談状況

相談件数		相談件数
所属団体	相談件数	相談件数
県	27	
市 町 村	14	
一部事務組合		
不明（匿名相談等）	5	
合 計	46	

(2) 相談内容、相談方法別相談状況

相談方法		(単位：件)					計
相談内容	相談方法	面接	電話	手紙	FAX	メール	計
給 与	与					1	1
旅 費	費						
勤 務 時 間	間		4	2			6
休 暇	暇						
執 務 環 境	境		1				1
厚 生 福 利	利		1				1
服 務	務	2	5			3	10
転 任	任						
任 用	用	1	4				5
人 事 評 価	価						
セ ク ハ ラ	ラ		1				1
育児等又は介護に関するハラスメント	ト						
パ ワ ハ ラ	ラ		6	2		1	9
いじめ・嫌がらせ	せ		8	2			10
そ の 他	他					2	2
合 計	計	3	30	6		7	46

(3) 相談内容、処理状況別相談状況

処理状況		(単位：件)									計
相談内容	処理状況	制度の説明	助言	当局へ伝達	調査	指導	話し合い	あっせん	打ち切り	その他	計
給 与	与		1								1
旅 費	費										
勤 務 時 間	間		3	3							6
休 暇	暇										
執 務 環 境	境		1								1
厚 生 福 利	利			1							1
服 務	務	3	6	1							10
転 任	任										
任 用	用		4	1							5
人 事 評 価	価										
セ ク ハ ラ	ラ		1								1
育児等又は介護に関するハラスメント	ト										
パ ワ ハ ラ	ラ	1	4	4							9
いじめ・嫌がらせ	せ		6	3						1	10
そ の 他	他		2								2
合 計	計	4	28	13						1	46

第10 職員団体関係業務

1 職員団体の登録の状況

職員団体の登録は、地方公務員法第53条の規定に基づき、職員団体が一定の要件を備えかつ自主的、民主的に組織されていることを人事委員会が確認し、公証する制度である。

職員団体の新たな登録や、職員団体の規約若しくは職員団体登録申請書の記載事項に変更があった場合又は解散した場合には、職員団体の登録に関する条例(昭和41年福島県条例第25号)第2条及び第4条の規定により、人事委員会にその旨を届け出なければならないとされている。

令和4年度に変更登録した職員団体は、次のとおりである。

職員団体名	登録年月日	登録内容等
富岡町職員労働組合	令和4年4月7日	役員の変更
福島県学校事務労働組合	令和4年4月7日	役員の変更
自治労福島県職員労働組合	令和4年4月12日	役員の変更
福島県立高等学校教職員組合	令和4年4月12日	役員の変更
自治労本宮市職員労働組合	令和4年4月12日	役員の変更
福島県高等学校教職員組合	令和4年4月12日	役員及び従たる事務所の所在地の変更
福島県教職員組合	令和4年4月26日	役員の変更
自治労飯舘村職員労働組合	令和4年4月26日	役員の変更
平田村職員労働組合	令和4年4月27日	役員の変更
白河地方広域市町村圏整備組合職員労働組合	令和4年5月9日	規約及び役員の変更
自治労猪苗代町職員労働組合	令和4年5月24日	役員の変更
自治労相馬市職員労働組合	令和4年6月13日	役員の変更
只見町職員労働組合	令和4年7月6日	役員の変更
自治労古殿町職員労働組合	令和4年10月3日	役員の変更
二本松市職員労働組合	令和4年10月6日	役員の変更
自治労猪苗代町職員労働組合	令和4年10月11日	役員の変更
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	令和4年10月11日	役員の変更
平田村職員労働組合	令和4年10月14日	役員の変更
自治労西郷村職員労働組合	令和4年10月24日	役員の変更
浅川町職員組合	令和4年11月21日	役員の変更
自治労川俣町職員労働組合	令和4年12月12日	規約及び役員の変更
自治労飯舘村職員労働組合	令和4年12月13日	役員の変更
自治労南会津町職員労働組合	令和4年12月13日	役員の変更
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	令和4年12月14日	役員の変更
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	令和4年12月14日	役員の変更
自治労南相馬市職員労働組合	令和4年12月15日	役員の変更
自治労須賀川市職員労働組合	令和4年12月15日	役員の変更
自治労本宮市職員労働組合	令和4年12月23日	役員の変更
自治労広野町職員組合	令和4年12月27日	役員の変更
下郷町職員労働組合	令和5年1月6日	役員の変更
自治労喜多方市職員労働組合	令和5年1月11日	役員の変更
自治労喜多方市職員労働組合	令和5年1月11日	役員の変更
自治労伊達市職員労働組合	令和5年1月12日	役員の変更
玉川村職員労働組合	令和5年1月13日	役員の変更
自治労会津坂下町職員労働組合	令和5年1月23日	役員の変更
自治労桑折町職員労働組合	令和5年2月6日	役員の変更
自治労国見町職員労働組合	令和5年2月6日	役員の変更

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
自治労国見町職員労働組合	令和5年2月6日	役員の変更
自治労葛尾村職員組合	令和5年2月14日	役員の変更
自治労葛尾村職員組合	令和5年2月14日	役員の変更
自治労大玉村職員労働組合	令和5年2月16日	役員の変更
大熊町職員労働組合	令和5年2月20日	役員の変更
大熊町職員労働組合	令和5年2月20日	役員の変更
矢吹町職員労働組合	令和5年3月1日	役員の変更
自治労東白衛生職員労働組合	令和5年3月1日	役員の変更
金山町職員組合	令和5年3月2日	役員の変更
自治労会津美里町職員労働組合	令和5年3月3日	役員の変更
自治労西郷村職員労働組合	令和5年3月3日	役員の変更
天栄村職員労働組合	令和5年3月6日	役員の変更
天栄村職員労働組合	令和5年3月6日	役員の変更
自治労新地町職員労働組合	令和5年3月9日	役員の変更
西会津町職員労働組合	令和5年3月9日	役員の変更
自治労矢祭町職員労働組合	令和5年3月9日	役員の変更
自治労湯川村職員労働組合	令和5年3月20日	役員の変更
自治労棚倉町職員労働組合	令和5年3月20日	役員の変更
自治労埴町職員労働組合	令和5年3月20日	役員の変更
富岡町職員労働組合	令和5年3月20日	役員の変更
中島村職員労働組合	令和5年3月20日	役員の変更
中島村職員労働組合	令和5年3月20日	役員の変更
自治労双葉町職員組合	令和5年3月31日	役員の変更
自治労双葉町職員組合	令和5年3月31日	役員及び主たる事務所所在地の変更

なお、令和4年度末現在で登録を行っている職員団体は、次のとおりである。

※自治労相馬市職員労働組合の登録年月日は、設立当時の書類が消失しているため不明である。

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	法 人 格 の 有 無	備 考
自治労南相馬市職員労働組合	昭41.9.17	無	H20.4.1から公平委員会事務を受託
自治労福島県職員労働組合	41.11.11	有	
福島県高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県立高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県教職員組合	41.11.11	〃	
自治労須賀川市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労喜多方市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労相馬市職員労働組合	※	無	H13.4.1から公平委員会事務を受託
二本松市職員労働組合	42.1.21	有	
自治労川俣町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労二本松市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労本宮市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労南会津町職員労働組合	42.1.21	〃	
下郷町職員労働組合	42.1.21	〃	
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労猪苗代町職員労働組合	42.1.21	〃	
西会津町職員組合	42.1.21	〃	
自治労会津坂下町職員労働組合	42.1.21	〃	

職 員 団 体 名	登録年月日	法人格の有無	備 考
金 山 町 職 員 組 合	42. 1. 21	〃	
自 治 労 埜 町 職 員 労 働 組 合	42. 1. 21	〃	
石 川 町 役 場 職 員 組 合	42. 1. 21	〃	
浅 川 町 職 員 組 合	42. 1. 21	無	
自 治 労 古 殿 町 職 員 労 働 組 合	42. 1. 21	〃	
小 野 町 職 員 労 働 組 合	42. 1. 21	有	
自 治 労 檜 葉 町 職 員 労 働 組 合	42. 1. 21	〃	
富 岡 町 職 員 労 働 組 合	42. 1. 21	〃	
自 治 労 大 玉 村 職 員 労 働 組 合	42. 1. 21	〃	
自 治 労 湯 川 村 職 員 労 働 組 合	42. 1. 21	〃	
玉 川 村 職 員 労 働 組 合	42. 1. 21	有	
平 田 村 職 員 組 合	42. 1. 21	〃	
自 治 労 浪 江 町 職 員 組 合	42. 2. 10	〃	
自 治 労 新 地 町 職 員 労 働 組 合	42. 2. 10	〃	
大 熊 町 職 員 労 働 組 合	42. 2. 10	〃	
天 栄 村 職 員 組 合	42. 2. 28	〃	
只 見 町 職 員 労 働 組 合	42. 3. 28	〃	
自 治 労 鏡 石 町 職 員 労 働 組 合	42. 5. 30	〃	
自 治 労 双 葉 町 職 員 組 合	42. 6. 20	〃	
自 治 労 飯 舘 村 職 員 労 働 組 合	42. 6. 29	〃	
自 治 労 葛 尾 村 職 員 組 合	42. 8. 5	無	
自 治 労 棚 倉 町 職 員 労 働 組 合	42. 10. 6	有	
自 治 労 東 白 衛 生 職 員 労 働 組 合	43. 12. 21	〃	
自 治 労 国 見 町 職 員 労 働 組 合	48. 3. 7	〃	
自 治 労 伊 達 市 職 員 労 働 組 合	48. 4. 20	〃	
泉 崎 村 職 員 労 働 組 合	48. 7. 30	〃	
川 内 村 職 員 労 働 組 合	48. 11. 12	〃	
自 治 労 桑 折 町 職 員 労 働 組 合	48. 11. 12	〃	
自 治 労 矢 祭 町 職 員 組 合	49. 7. 8	〃	
中 島 村 職 員 労 働 組 合	49. 8. 5	〃	
伊 達 地 方 衛 生 処 理 組 合 職 員 労 働 組 合	49. 10. 3	〃	
自 治 労 西 郷 村 職 員 労 働 組 合	50. 2. 15	〃	
自 治 労 柳 津 町 職 員 労 働 組 合	50. 6. 21	〃	
自 治 労 白 河 地 方 広 域 市 町 村 圏 整 備 組 合 職 員 労 働 組 合	51. 2. 16	〃	
鮫 川 村 職 員 労 働 組 合	51. 10. 29	〃	
南 会 津 地 方 環 境 衛 生 組 合 職 員 労 働 組 合	52. 10. 13	〃	
田 村 広 域 行 政 組 合 職 員 労 働 組 合	56. 12. 23	〃	
自 治 労 会 津 美 里 町 職 員 労 働 組 合	63. 3. 7	無	
自 治 労 広 野 町 職 員 組 合	平 2. 2. 28	〃	
福 島 県 学 校 事 務 労 働 組 合	4. 6. 20	有	
矢 吹 町 職 員 労 働 組 合	30. 11. 28	無	
計 59 団 体		51 団 体	

2 管理職員等の範囲を定める規則の改正

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、「県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」及び「県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」を定めているが、令和4年度の改正等は次のとおりである。

(1) 県職員関係

行政組織の改正等により機関及び職の改廃等があったので、規則の一部改正（令和4年福島県人事委員会規則第11号及び第16号）を行った。その結果、管理職員等の範囲は、次のとおりである。

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 次長 課長 局主幹 総務課長補佐 秘書係長
知事部局(出納局を含む。) 本 庁 機 関	危機管理監 部長 出納局長 風評・風化戦略担当理事 原子力損害対策担当理事 理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交流局長 技監 政策監 知事公室長 福島イノベーション・コースト構想推進監 環境回復推進監 再生可能エネルギー産業推進監 食産業振興監 部次長 出納局次長 避難地域復興局次長 文化スポーツ局次長 こども未来局次長 観光交流局次長 部参事 課長 室長 空港利活用担当課長 部主幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 知事公室秘書課の副課長及び主任主査 同課の主査、副主査及び主事（知事又は副知事と行動を共にする者に限る。） 同室政策調査課の主幹及び副課長 財務総室財政課の主幹、副課長及び主任主査 人事総室の副課長 同総室に置かれる課（職員業務課を除く。）に置かれる主任主査及び主査並びに人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 文書管財総室文書法務課の法令審査担当の主幹及び主任主査 守衛長 企画調整総室企画調整課の企画調整担当の主幹 同総室復興・総合計画課の計画調整担当の主幹 出納局出納総務課の公金管理担当の主幹
出 先 機 関	
地 方 振 興 局	局長 次長 部長 室長 副部長 副室長
東 京 事 務 所	所長 次長 課長
大 阪 事 務 所	所長 次長
北 海 道 事 務 所	所長 次長
名 古 屋 事 務 所	所長
消 防 防 災 航 空 セ ン タ ー	所長
消 防 学 校	校長 副校長
ふ た ば 復 興 事 務 所	所長 次長
環 境 創 造 セ ン タ ー	所長 副所長 部長 環境放射線センター所長 支所長
只 見 線 管 理 事 務 所	所長
保 健 福 祉 事 務 所	所長 副所長 部長 出張所長
児 童 相 談 所	所長 次長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長 次長
動 物 愛 護 セ ン タ ー	所長 次長
障 が い 者 総 合 福 祉 セ ン タ ー	所長 次長
若 松 乳 児 院	院長 次長
福 島 学 園	園長 副学園長

機 関	職
大 笹 生 学 園	園長 次長
総 合 療 育 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長 診療相談部長 看護部長
女性のための相談支援センター	所長 次長
精神保健福祉センター	所長 次長
総 合 衛 生 学 院	学院長 事務長
衛 生 研 究 所	所長 副所長
計 量 検 定 所	所長 次長
テ ク ノ ア カ デ ミ ー	校長 副校長
ハ イ テ ク プ ラ ザ	所長 副所長 技術支援センター所長
農 林 事 務 所	所長 次長 部長 副部長 農業普及所長 農業普及所次長 林業指導所長
水 産 事 務 所	所長 次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長 次長
農 業 総 合 セ ン タ ー	所長 副所長 事務部長 部(室)長 研究所長 研究所副所長 浜地域農業再生研究センター所長 研究所分場長 農業短期大学 校長 農業短期大学校副校長
林 業 研 究 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長
水 産 海 洋 研 究 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長 いわき丸船長
水 産 資 源 研 究 所	所長 副所長 事務長
内 水 面 水 産 試 験 場	場長 事務長
建 設 事 務 所	所長 次長 総務部長(県北建設事務所、県中建設事務所、会津若松建設事務所及びいわき建設事務所に置かれるものに限る。)
土 木 事 務 所	所長
あぶくま高原道路管理事務所	所長
大峠・日中総合管理事務所	所長
鮫川水系ダム管理事務所	所長
港 湾 建 設 事 務 所	所長 次長
福 島 空 港 事 務 所	所長 次長
流 域 下 水 道 建 設 事 務 所	所長 次長
教 育 委 員 会	
教 育 庁	理事 政策監 教育次長 県立高校改革監 庁参事 課長 室長 庁主幹 企画主幹 教育総務課の人事担当の副課長、主任主査及び主査 同課の人事についての企画立案担当の副主査及び主事 職員課の人事担当の主幹、副課長、主任主査、主任管理主事、主査及び管理主事 同課の人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 義務教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 高校教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 特別支援教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事
本	
教 育 事 務 所	所長 次長 学校教育課長 主任管理主事 管理主事
教 育 セ ン タ ー	所長 次長 部長
特 別 支 援 教 育 セ ン タ ー	所長 事務長
図 書 館	館長 副館長 企画管理部長
美 術 館	館長 副館長 事務長
博 物 館	館長 副館長 事務長
県 立 学 校	校長 副校長 教頭 事務長 福島丸船長

機 関	職
選挙管理委員会事務局	事務局長
人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 課長 副課長 主任主査 主査
監査委員事務局	事務局長 次長 課長 監査参事 副課長
労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 課長 副課長
海区漁業調整委員会事務局	事務局長

備考 1 この表に掲げる職は、法令にその定めのあるものについては、それによるほか、それぞれ組織に関する規則等の定めるところによるものとする。

2 この表において「部次長」とは、福島県行政組織規則（平成15年福島県規則第24号）第22条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。

3 この表において、次長、副部長、副所長、副学園長、副校長、研究所副所長、農業短期大学校副校長、副場長、副館長、教頭及び副課長（監査委員事務局に係るものに限る。）とは、これらの職にある者のうち人事又は労務を担当する者をいう。

(2) 公平事務委託団体関係

行政組織、職制の改正等に伴い、次の団体について規則の一部改正を行った。

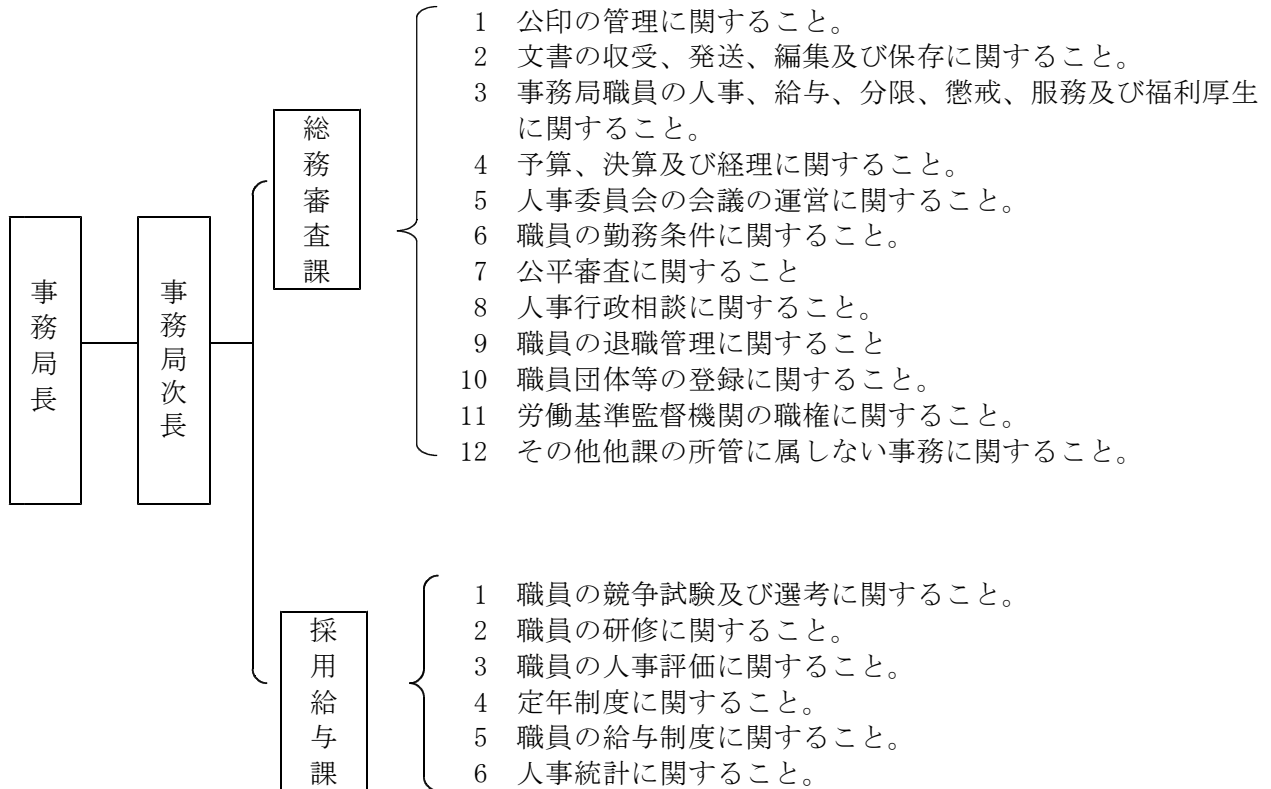
○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	改正団体名
4. 6. 28	第13号	4. 6. 28	田村市 川俣町 天栄村 湯川村 会津美里町 大熊町 安達地方広域行政組合

第11 その他

1 事務局の組織及び分掌事務

事務局の組織及び分掌事務は、次のとおりである。



2 事務局職員名簿

(令和5年4月1日現在)

職名	氏名
事務局 長	紺野 香里
事務局 次長	濱津 篤
総務 審査 課	課長 (兼)濱津 篤
	主幹兼副課長 朽木 洋美
	主任主査 千葉 涼子
	主査 氏家 美樹
採用 給与 課	副主査 (併)大越 基弘
	副主査 荒井 巧
	主査 (併)橋本 政靖
	主査 (併)渡邊 孝康
採用 給与 課	課長 二瓶 博昭
	副課長兼主任主査 吉田 光江
	主任主査 箭内 桃子
	副主査 (併)武内 瑛
採用 給与 課	副主査 川島 聡一郎
	主事 鈴木 佑奈
	主事 (併)三瓶 史也
	主事 高嶋 慶

3 諸会議の開催状況

令和4年度の人事委員会関係の諸会議の開催状況は、次のとおりである。

開催年月日	全国人事委員会連合会	東北・北海道地区人事委員会協議会
4.5月		委員長・事務局長会議（書面開催）
4.6月	第130回総会（書面開催）	
4.7.14～15	公平審査事務研修会（熊本県）	
4.9月		委員・事務局長合同会議（書面開催）
4.9月		給与事務会議（書面開催）
5.1月		任用事務会議（書面開催）
5.1月		給与事務研修会（書面開催）